

「証拠保全ガイドライン 第4版」

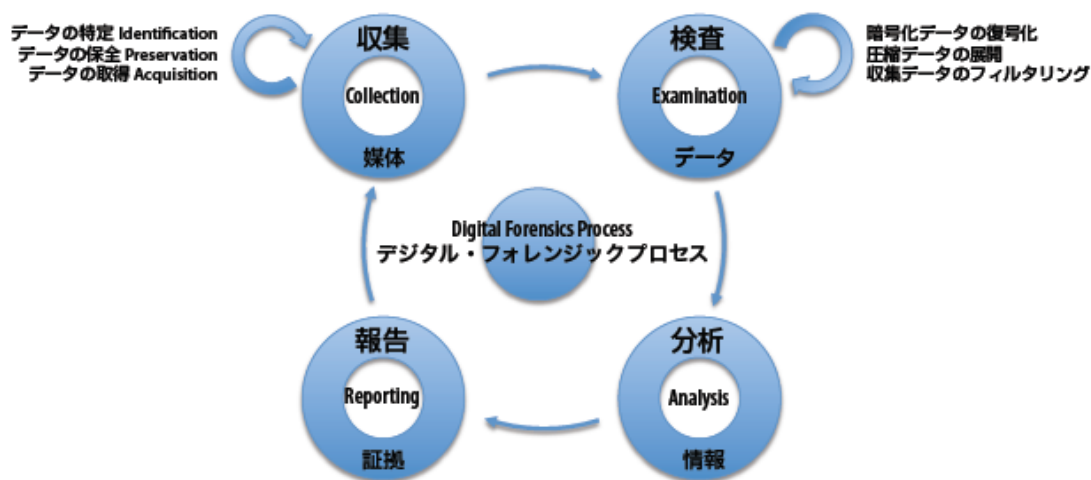
2015年3月6日

特定非営利活動法人デジタル・フォレンジック研究会
「技術」分科会ワーキンググループ

ガイドラインの趣旨

社会が ICT¹に深く依存するにつれ、個人や企業・組織間、国境を越えた主体間など、様々なレベルの紛争において、電磁的記録の証拠保全及び調査・分析を適切に行い、それぞれの主体における行動の正当性を積極的に検証するデジタル・フォレンジックの必要性・有用性が益々高まっていると言える。

デジタル・フォレンジックのプロセス全体像は下図のように表すことができる。そのデジタル・フォレンジックのプロセスの中で基本となるのは電磁的証拠の保全（Digital Evidence Preservation）の 手続きである。事故や不正行為、犯罪といったインシデントに関わるデジタル機器に残されたデータの中から、電磁的証拠となり得るものを、確実に、そのまま（As-is）で、収集（Collection）・取得（Acquisition）し、保全（Preservation）しておくことは、デジタル・フォレンジックの運用者にとって最も重要なことである。この手続きに不備があり、証拠の原本同一性に疑義が生じると、後の電磁的証拠の分析結果の信頼性を失うため、これを行う者は、非常に神経を使うことになる。



NIST SP800-86 (<http://csrc.nist.gov/publications/nistpubs/800-86/SP800-86.pdf>) 等を参考に当研究会作成

この電磁的証拠の収集・取得・保全に関し、運用上の課題は「取得の対象となるデータはどの範囲であるべきか」、「保全した証拠の原本同一性の保証はどの程度確実にすべきか」の二つである。前者は、主に技術的及び時間的制約から、状況によっては全ての関連データの複製を取得することが現実的でない場合がある。後者も同様の制約から、取得したデータについては変更や改ざんがないという意味での原本同一性を当然確保するとしても、データ複製に関して完全に副作用なきデータ複製ができず、取得時に証拠の一部が破損又は紛失する可能性を覚悟しなければならない場合もあり得る。

このような状況に応じた「電磁的証拠の保全をどの範囲で、どこまで原本同一性を保ちつつ行うべきか」という課題に対し、特に欧米では様々な標準的手続きのガイドラインが作られており、これらを基準にして、電磁的証拠の保全に関する相場観が醸成されてきた。これに対し、デジタル・フォレンジックの歴史が比較的浅い我が国においては、未だに広く認識された標準的な取得手続きのガイドラインが存在しないため、それぞれの運用者及び団体が自主的に作成したガイドラインや、海外のガイドラインを参考にしたものを中心

¹ ICT : Information and Communication Technology (情報通信技術)

に実運用がなされてきた。このような状況は、特に複数の組織が利害関係者となるような事案において、互いの持つ電磁的証拠の相互運用に対して障害となりかねない。

最近では、サイバー攻撃で利用される技術や手法が急激に高度化及び複雑化しているため、コンピュータ・システムに残存する痕跡やログに依存するデジタル・フォレンジックで実態解明をすることが困難になる場合が発生し、更に、インターネットを積極的に利用したサービスやネットワークで繋がることを前提としたアプリケーションサービスを悪用したサイバー攻撃が増加傾向にあるため、被害の発生する場が広範囲になってきている。従って、調査すべき対象が管理外のコンピュータ・システムに及ぶことになるため、自組織内で実態解明するには、その境界の内側に位置する装置等に残存する「ネットワーク上のパケット通信の流れの記録として残される様々なログ（以下、ネットワークログ）等」を集約及び分析して攻撃実態を解明するようになってきている。また、最近のサイバー犯罪やサイバー攻撃で利用される不正プログラムは、痕跡を残さない回避技術が高度化しているため、コンピュータ・システム内に残存する痕跡やログが極端な少なくなっている。一方、メモリ空間で動作する不正プログラムは、メモリの中にその挙動を示す痕跡が残っているが、電源供給を断つと記憶内容が消失してしまう（揮発性が高い）。そのため、メモリ上の情報の保全の重要性が高まってきている。

本ガイドラインは、デジタル・フォレンジック研究会として、我が国における同関連技術の普及を目指す立場からこのような状況に対処するため、我が国での電磁的証拠の保全手続きの参考として、様々な事案についてその特性を踏まえつつ広く利用して頂けるガイドラインを目指して作成されたものである。

本ガイドラインの立ち位置は、以下のようにまとめられる。

- 実際にデジタル・フォレンジック関連技術を実運用している企業からの参加を得て、現時点での我が国における同関連技術の運用状況と大きく乖離しないガイドラインとすることを心がけた。
- 海外の関連ガイドライン等を参考にしながら、グローバルに活動する企業や組織にも利用できるように配慮しつつ、ノートパソコンや高機能携帯端末の普及率の高い我が国の独自性も反映させたガイドラインとすることを心がけた。
- デジタル・フォレンジックの観点で基本的なネットワークログの収集と分析の在り方を追求した。

本ガイドラインは、インシデントの現場で最初に電磁的証拠の保全にあたる「ファースト・レスポnder」を主な対象としているが、これに限らず、デジタル・フォレンジック関連技術を運用する全ての者が利用可能なものである。本ガイドラインは、この手続きにより収集・取得・保全等された電磁的記録が法廷において証拠として必ず採用されることを保証するものではなく、また、犯罪捜査や金融調査等、それぞれの特性と法制に基づく手続きが存在することを前提としたものではあるが、我が国における電磁的証拠保全の一般的な手続きがどうあるべきか、どの程度まで行えばデータが「法的紛争・訴訟に際し利用可能な（Forensically-sound な）」電磁的証拠となりうるか、という運用現場の悩みに対し、コンセンサスの形成の一助になることを意図して作成された。各現場においてご活用頂ければ幸いである。

最後に、本ガイドラインの作成に際し精力的にご協力頂いた「デジタル・フォレンジック研究会「技術」分科会 ガイドライン作成ワーキンググループ」のメンバー諸氏に、この場を借りて心から御礼申し上げます。

デジタル・フォレンジック研究会理事（「技術」分科会主査） 名和 利男

目 次

1 事前に行う準備

- 1.1 インシデントレスポンスを想定した初動対応、証拠保全プロセスの検討及び体制の確立
- 1.2 インシデントレスポンスに関連する情報収集、情報共有及び分析
- 1.3 インシデントレスポンス（初動対応、証拠保全）時に必要と考えられる資機材等の選定及び準備
- 1.4 インシデントレスポンス時に使用する資機材等の熟達
- 1.5 Web で提供されているサービスの保全
 - 1.5.1 対象サービスの利用契約等の把握
 - 1.5.2 対象サービスの保全方法及び作業手順の検討
 - 1.5.3 安全な作業環境の準備
 - 1.5.4 立会人等
 - 1.5.5 アカウント所有者の同意
- 1.6 クラウド環境の保全
 - 1.6.1 クラウド環境の把握

2 インシデント発生（又は発覚、以下同じ）直後の対応

- 2.1 インシデントレスポンスが未実施の場合の活動
 - 2.1.1 発生したインシデントの内容の把握
 - 2.1.1.1 発生したインシデントの内容
 - 2.1.1.2 インシデント発生時の検知の経緯
 - 2.1.1.3 インシデントが発生した時間
 - 2.1.1.4 インシデント発生から依頼を連絡するに至るまでの時間、及び、その間のインシデントに対する対処の有無
 - 2.1.2 発生したインシデントに関する対象物の決定
 - 2.1.2.1 対象物に対する情報収集及び対象物の絞り込み
 - 2.1.2.2 対象物の選定と優先順位付け
 - 2.1.3 証拠保全を行う上で必要な情報の収集
 - 2.1.3.1 対象物の情報
- 2.2 インシデントレスポンスが着手済みである場合の活動
 - 2.2.1 上記項目 2.1 に関する各種情報の確認
 - 2.2.2 インタビュー以前のインシデント対応内容の確認
 - 2.2.3 対応に過不足が確認された場合の対処
- 2.3 インシデントレスポンスを円滑に進めるための活動
 - 2.3.1 物理的環境の確保

2.3.2 関係組織との連携

3 対象物の収集・取得・保全

3.1 対象物の状態の把握

3.2 収集・取得・保全するための対象物の処置

3.2.1 対象物がコンピュータで、電源が OFF の状態の場合

3.2.2 対象物がコンピュータ（デスクトップ型）で、電源が ON の状態の場合

3.2.3 対象物がコンピュータ（ノート型）で、電源が ON の状態の場合

3.2.4 対象物がコンピュータ（サーバ型）で、電源が ON の状態の場合

3.2.5 対象物がコンピュータ以外（メディア系）の場合

3.2.5.1 外部メディア等の物理的管理と記録

3.2.5.2 外部メディアにアクセスする PC 等の特定

3.2.5.3 使用されているファイルシステムの特定

3.2.6 電源を OFF にする際の注意点

3.2.7 電源を OFF にしてはならない場合等

3.2.8 揮発性による処理順序

3.3 その他、収集・取得・保全する必要性がある対象物

3.3.1 サーバ及び通信・監視装置のネットワークログ

3.3.2 対象物のマニュアル・ユーザーガイド等のドキュメント類

4 証拠保全機器の準備

4.1 複製先（コピー先、以下同じ）に用いる媒体（記憶装置）

4.1.1 媒体のチェック

4.1.2 無データ状態

4.1.3 完全（物理）複製

4.1.4 可読・可搬媒体

4.2 証拠保全機器に求められる機能

4.2.1 書込み防止機能

4.2.2 完全（物理）複製機能

4.2.3 同一性検証機能

4.2.3.1 同一性の検証（複製時のベリファイ）

4.2.3.2 セクターサイズの確認機能

4.2.4 作業ログ・監査証跡情報の表示・出力機能

4.2.4.1 作業ログ

4.2.4.2 監査証跡情報

4.3 証拠保全ツールに関する要件

- 4.3.1 完全（物理）複製が可能な機能
- 4.3.2 信頼できる機関による検証
- 4.3.3 代表的な収集及び分析ツールの利用時の留意事項
- 4.4 その他、証拠保全に必要な機器・機材・施策の準備
 - 4.4.1 HDD の物理的制限の認識及び（強制）解除機能の有無の確認
 - 4.4.2 HDD パスワード・暗号化に対する準備
 - 4.4.3 IDE HDD に設置されているジャンパーピンの取扱い
 - 4.4.4 RAID 装置や構造が複雑なサーバ類の証拠保全
 - 4.4.5 事前の十分なテスト及び機能の稼働状態のチェック

5 証拠保全作業中・証拠保全作業後

- 5.1 代替機・代替ツール・代替手段の準備
- 5.2 立会人等
- 5.3 同一性の検証
- 5.4 証拠保全の正確性を担保する作業内容の記録
 - 5.4.1 行動履歴の記録
 - 5.4.2 証拠保全に関わる機器の情報の記録
 - 5.4.3 ビデオ及び写真撮影
- 5.5 複製先の取扱い
 - 5.5.1 厳重な管理
 - 5.5.2 フォレンジックチーム等への提出・譲渡
- 5.6 Web で提供されているサービスに係る収集・取得・保全
 - 5.6.1 アクセス可能なアカウントのチェック
 - 5.6.2 作業記録の作成
 - 5.6.3 サービスの利用状況のチェック
 - 5.6.4 保全対象の確認
 - 5.6.5 保全
 - 5.6.6 同一性の検証
 - 5.6.7 保全のため変更した設定の復元
- 5.6 ネットワークログからの証拠データ抽出
 - 5.7.1 ネットワークログからのデータ抽出前の留意事項
 - 5.7.2 ネットワークログからのデータ抽出の観点

※図表について

本ガイドラインに収録している図表は、引用がある場合には当該図表に引用元を記述した。引用元表記の無い図表は、ワーキンググループが作成したものである。

付 録

- 1 チェックシート（デスクトップ PC の場合）
- 2 証拠保全ガイドライン用語集（Glossary）
- 3 デジタル・フォレンジックに関連する我が国の主な刑事法
- 4 関連資料紹介
- 5 Chain of Custody（CoC）シート例
- 6 刑事・民事におけるデータ収集と解析フローイメージ図
- 7 参考資料
 - I 「供述証拠と事実認定の実務（概論）」
 - II 「デジタルデータの証拠化・同一性確認調査手続き報告書例」
 - III 「今後のデジタル・フォレンジックの在り方と課題」
 - IV 「代表的な収集及び分析ツール」
- 8 IDF 団体会員「製品・サービス区分リスト」
- 9 「技術」分科会WGメンバー（委員・オブザーバー及び事務局）

1 事前に行う準備

インシデントレスポンス（初動対応、証拠保全）では、以下のような事前準備が必要と考えられる。

1.1 インシデントレスポンスを想定した初動対応、証拠保全プロセスの検討及び体制の確立

- ① インシデントレスポンスにおいて優先されるべきもの（サービス、システム等）の順位の検討及び決定
- ② インシデント発生時の初動対応、証拠保全時に必要と考えられる資機材等の選定と確保
- ③ システムにおける最大許容停止時間（MTPD²）、目標復旧時間（RTO³）等の確認
- ④ インシデントの検出、判断方法の確認
- ⑤ インシデント発生時の連絡体制の確認
- ⑥ インシデント発生時の調査（原因の究明、被害範囲の特定）方法等の例示
- ⑦ インシデントに備えたバックアップ、リストア体制の確立及びテスト
- ⑧ インシデントレスポンスの経緯（時系列）の記録方法の確立
- ⑨ インシデントレスポンスを想定した初動対応、証拠保全の手順書の作成

1.2 インシデントレスポンスに関連する情報収集、情報共有及び分析

- ① 多様化するインシデントに迅速かつ的確に対応するための関連ニュースや技術情報等の収集及び分析
- ② 揮発性情報の取得手順・内容及び範囲（メモリダンプ、アプリケーション関連情報）の確認
- ③ インシデントレスポンス関連組織等との情報共有、コネクシヨンの確立

1.3 インシデントレスポンス（初動対応、証拠保全）時に必要と考えられる資機材等の選定及び準備

- ① 証拠保全時の保管に使用する梱包材の準備
 - ・ ダンボール、緩衝材、帯電防止袋等
- ② 工具等の準備
 - ・ 精密ドライバー、荷札、各種テープ、帯電防止用手袋、テーブルタップ等
- ③ 初動対応、証拠保全に必要なコンピュータ、印字装置等の準備
 - ・ ノートパソコン、プリンタ、外部記録装置（CD-R ドライブ）等
- ④ 初動対応、証拠保全に必要なツール、ソフトウェアの選定及び準備
 - ・ 揮発性情報等収集ツール、可視化用ソフトウェア等

（基準例）

- ・ 情報の取得過程において、オリジナルのデータを極力変更しないこと。
- ・ 情報の取得過程において、極力（原本への）書込みを発生しないこと。
- ・ 情報の取得過程において、不要なネットワーク通信が発生しないこと。

（詳しくは、「4.3 証拠保全ツールに関する要件」参照）

- ・ 外部 OS 起動用ディスク等

² 最大許容停止時間（Maximum Tolerable Period of Disruption）

³ 目標復旧時間（Recovery Time Objective）

- ⑤ フォーマット済みのクリーンな媒体の準備
 - ・ ハードディスク、CD-R 等の各種メディア
- ⑥ 証拠保全用複製装置の準備
 - ・ フォーマット済みのクリーンな媒体へ証拠保全が可能な複製装置
- ⑦ カメラ、筆記用具等の準備
 - ・ ビデオカメラ、作業確認チェックシート、備忘録用紙、ボールペン等

1.4 インシデントレスポンス時に使用する資機材等の熟達

- ① 証拠保全に利用するツール・ソフトウェア等の機能の熟知
- ② 証拠保全に利用するツール・ソフトウェア等を利用したシミュレーション等の実施
- ③ 証拠保全作業に関わる技術力の修得や知見の蓄積に必要なトレーニング等の実施

1.5 Web で提供されているサービスの保全

1.5.1 対象サービスの利用契約等の把握

サービス規約及び契約書、SLA 等を確認し、対象クラウド環境の利用形態及び、プロバイダと契約者の間で交わされた契約内容、責任範囲を確認すること。また、保全対象である Web サービスのデータ及びアカウントと発生したインシデントとの関係性及び、保全が必要であると判断した根拠や検討内容を記録し保存すること。

1.5.2 対象サービスの保全方法及び作業手順の検討

サービスが標準で提供しているデータバックアップ／エクスポート機能の確認を行う。エクスポート等に対応していない、若しくは必要なデータのエクスポートが困難な場合は、別途保全の手段を検討する。また、サービスによってはローカル端末にバックアップやデータのキャッシュが存在する場合もあるため、ローカル環境の保全も視野に入れて検討する。

Web サービスを対象とした証拠保全作業はライブでの作業が中心となる。対象データに対する意図しない改変を防ぐために、作業員は事前にサービスの内容を熟知し作業手順を決めておくことが重要である。また、提供されるサービスによっては保全後に改めて状況を再現することが困難な場合があるため、作業員がどのようなインターフェースを用い、どのような操作や検索を行ったかを詳細に記録しておく必要がある。写真や動画などで作業状況を逐次記録することが推奨されるが、あわせて対象サービスの HTML データを保存することにより、タイムスタンプや表示条件等の様々なメタデータを保存可能なケースもある。ただし HTML をブラウザで表示して保存する場合は、使用するブラウザによって表示される内容が異なる場合があるため、ソースを表示した際のブラウザの種類とバージョンもあわせて記録しておくこと。

また、データの暗号化等の懸念はあるが、作業中の全てのネットワーク通信のパケットを取得することによって、時系列で作業と関連付け可能なケースがあるためあわせて検討する。

1.5.3 安全な作業環境の準備

物理的作業環境及びネットワーク環境を確保する。保全の作業を後日、可能な限り再現できるようにするため、場合によっては通信パケットの取得も検討する。

1.5.4 立会人等

証拠保全、インシデントレスポンス等を行う場合、可能な限り、立会人を付けるか、複数人で実施することを検討する。

1.5.5 アカウント所有者の同意

対象アカウントが個人に属する場合、保全は本人の同意を得て行う。同意の事実を後日確認するため、同意内容を書面に記録する。家族など、保全対象アカウントを複数の人間で管理している事実がある場合は、可能な限り全員の同意を得る。同意内容には、保全対象アカウント及びパスワードの開示、排他制御のための作業中のパスワード変更、データのエクスポートの許可等を記載する。

本人の同意を得てパスワード等の変更を行う場合は、アカウント設定変更記録を作成して、適切に管理する

1.6 クラウド環境の保全

1.6.1 クラウド環境の把握

○ 対象のサービス利用契約の把握

- サービス規約及び契約書、SLA 等を確認し、対象クラウド環境の利用形態及び、プロバイダと契約者の間で交わされた契約内容、責任範囲を確認すること。

※ 尚、クラウドコンピューティングのサービス利用形態は、一般的にクラウドサービスプロバイダ (CSP) によって契約者に対して提供されるリソースの範囲によって区別される。利用形態として、仮想化されたコンピュータ・システム基盤をインターネット経由で提供する IaaS (Infrastructure as a Service)、ソフトウェア基盤を提供する PaaS (Platform as a Service)、ソフトウェア部分を提供する SaaS (Software as a Service) 等が存在する。

2 インシデント発生（又は発覚、以下同じ）直後の対応

2.1 インシデントレスポンスが未実施の場合の活動

2.1.1 発生したインシデントの内容の把握

2.1.1.1 発生したインシデントの内容

- ① 情報流出
- ② ウイルス感染・発症
- ③ 不正侵入・持ち出し、コンプライアンス違反
- ④ 設定ミス、操作ミス、物理的故障・破壊

2.1.1.2 インシデント発生の検知の経緯

- ① ログのレビュー
- ② 不正検知システム
- ③ 内部告発
- ④ 自己申告
- ⑤ 外部からの通報

2.1.1.3 インシデントが発生した時間

- システム時計の正確性の確認

2.1.1.4 インシデント発生から依頼を連絡するに至るまでの時間、及び、その間のインシデントに対する対処の有無

- ① 発生したインシデントを知る人物及び人数
- ② インシデントの対象物の確保の有無
 - ・ 確保していた場合、対象物を確保した日時、確保した人物（役職）、確保した場所、確保時の対象物（及びその周辺）に対する行為、確保後の対象物に対する対処（の有無）とその内容を記録する⁴。
 - ・ 確保していない場合、対象物を確保する（予定の）日時と場所、確保時の対象物（及びその周辺）の状態を詳細に記録する。

2.1.2 発生したインシデントに関する対象物の決定（流れ図は図1参照）

2.1.2.1 対象物に対する情報収集及び対象物の絞り込み

- ① 発生したインシデントに関する対象物の種類及び個数
 - ・ コンピュータ（デスクトップ型／ノート型／サーバ型）
 - ・ ネットワーク機器（ルータ、ファイアウォール、侵入検知システム（IDS）、侵入防止システム（IPS））
 - ・ ハードディスクドライブ（以下、HDD）（バルク／外付け）

⁴ 可能な限り、関係者（当事者）から、対象物を任意に提出することに同意する旨の書面を受領しておく。

- ・ ストレージメディア（CD/DVD/FD/PD⁵/BD⁶/MO/各種フラッシュメモリ等）
 - ・ より揮発性の高い対象物（メモリ）
 - ・ 携帯電話、スマートフォン
 - ・ 音楽プレイヤー
 - ・ ゲーム機器（Wii、NINTENDO DS⁷、NINTENDO 3DS、PS3⁸等）
 - ・ ICレコーダ
 - ・ その他、証拠保全を円滑に行うための関連資料（例：周辺機器・接続構成図等）
- ② 発生したインシデントに関する対象物の状態（いつ、どこに存在していたか等）
 - ③ 発生したインシデントに関する対象物の使い始めと終わり、及び使用頻度
 - ④ 発生したインシデントに関する対象物の使用者及び管理者
 - ⑤ 発生したインシデントに関する対象物を円滑に証拠保全するための周辺機器及びドキュメントの有無

2.1.2.2 対象物の選定と優先順位付け

- ① 保全を行う前の対象物（デバイス）の選定とその理由
- ②（対象物が複数ある場合）取り扱う対象物の優先順位及びその理由

2.1.3 証拠保全を行う上で必要な情報の収集

2.1.3.1 対象物の情報

- ① 対象物の形状、個数、物理的な状態
対象物のラベル情報（メーカー／型番／モデル名／シリアルナンバー／セクターサイズ／総セクター数／記憶容量）、ケーブルの接続状況、ジャンパーの設定状況、HPA⁹・DCO¹⁰の設定の有無¹¹等、通常環境下で視認可能な物理的破損・損傷の有無。
- ② HDD・ストレージメディアの記憶容量、インターフェースの状況
特に、HDDを筐体から取り出せず、専用CDブートで証拠保全を行う場合、光ディスクのドライブ及びUSB/FireWire¹²、ネットワーク接続ポートの存在の有無が重要。
- ③ セキュリティ設定の有無
HDDパスワードロック、HDD全体暗号化又は一部のファイル・フォルダの暗号化、PC周辺のワイヤストッパー、ロッカー、ICカード等。

⁵ PD：Phase-change Dual 又は Phase-change Disc。相変化記憶媒体。

⁶ BD：Blu-ray Disc。

⁷ 「Wii」、「NINTENDO DS」及び「NINTENDO 3DS」は任天堂株式会社の登録商標です。

⁸ 「PS3」は株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメントの登録商標です。

⁹ HPA：Host Protected Area 又は Hidden Protected Area。ホスト保護領域。

¹⁰ DCO：Device Configuration Overlay。装置構成オーバーレイ。

¹¹ これらの設定の有無により、メディアの可読領域が異なる可能性があるため、証拠を取得した際の設定を記録しておく必要がある。

¹² FireWire：パソコンと周辺機器を結ぶ転送方式の一つである「IEEE 1394」規格の愛称。

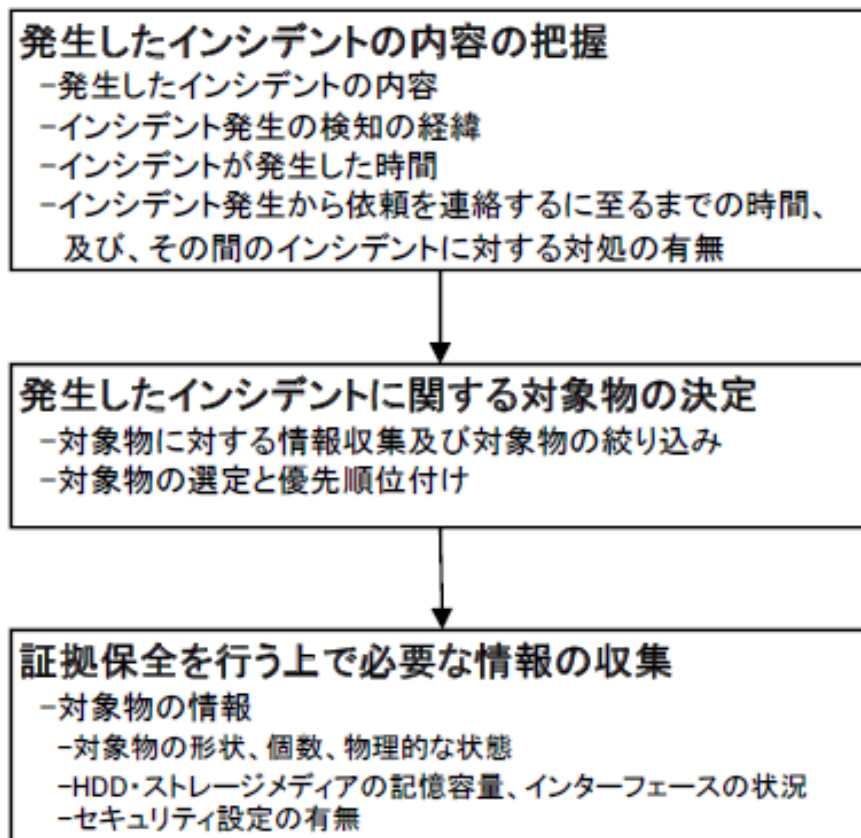


図 1 本節の作業内容を示すフローチャート

2.2 インシデントレスポンスが着手済みである場合の活動

2.2.1 上記項目 2.1 に関する各種情報の確認¹³

- ① 上記項目 2.1 に関する各種情報の過不足等の有無
- ② 上記項目 2.1 に関する各種情報の収集の工程及び結果を承認する人物の存在又は承認の有無

2.2.2 インタビュー以前のインシデントレスポンス内容の確認（電源を抜いたかどうか等）

2.2.3 対応に過不足が確認された場合の対処

- ① 収集した情報・項目内に、不足している箇所が確認された場合、その情報を補充するためのインタビュー又は情報収集。
- ② 収集した情報・項目内に、不適切な手続きによって取得された箇所が確認された場合、収集時に実施した作業内容を記録した上で、適切な手続きに基づいて速やかな該当箇所の情報収集。
- ③ 収集した情報・項目内に、余分な箇所が確認された場合、その情報を収集した基準及び理由を聴取し、不必要と判断された場合は削除。

2.3 インシデントレスポンスを円滑に進めるための活動

2.3.1 物理的環境の確保

- ① 証拠保全の対象物や、証拠保全に用いる機器・ツール・書類が、見やすく且つ管理しやすい程度の広さを有する場所の確保

¹³ 対象物の選定及び情報の収集は、先方によって終了しているものとする。

- ② 証拠保全に用いる機器・ツールが十分に稼働するための電力及びプラグ等の確保
- ③ インシデントレスポンスの作業のみを行えるための場所の確保
施錠等によりインシデントレスポンスに関わる人物のみ立ち入り可能な場所の確保（指紋認証・ICカード認証等による入退出管理がより望ましい）。
- ④ 休憩等、インシデントレスポンス作業中に現場を離れる際に必要な施策の実施
作業者の入退室記録、ゲスト用 IC カードの貸与等

2.3.2 関係組織との連携

- ① 法務部門担当者、システム担当者との連携
- ② システム設計者又は管理者との関係構築
例：構成が複雑なシステム全体ないしその一部の証拠保全を行う際等
- ③ 内部監査・システム監査担当者との連携
依頼元組織内のセキュリティやプライバシー施策を十分に考慮・遵守
- ④ 関係者の確保及び無関係者の排除
インシデントレスポンス作業工程において、関係ない第三者が関与できない状況を確保。また、オンサイトで作業を行う場合は、依頼元の担当者が常駐するように心がける。
- ⑤ 解析担当者との連携

3 対象物の収集・取得・保全

3.1 対象物の状態の把握

○ 対象物が存在する現場の、収集・取得・保全時の状況把握

- ・ 対象物が置かれている場所、状態
- ・ 管理者による意図的な隠蔽等の有無の確認

想定される対象物の置き方、収納方法が不自然な状況であると判断した場合、その状況下となった背景と理由、その状況下となった経緯と時間・人物についてインタビューする。

○ 電源の供給停止の可否について

- ・ 対象物に電源を供給し続けることで明白な被害（破壊等）の拡大或いはそのおそれが見られる場合、速やかに電源の供給を停止する必要がある。また、不要な通信のみを避けたい場合、電源の供給を継続したままネットワークから切り離す。
- ・ 速やかに電源の供給を停止する必要があるが見られない場合、揮発性情報の取得（後述）を行うまで、電源の供給を停止しないことが望ましい。

3.2 収集・取得・保全するための対象物の処置

対象物の状態によって、以下のように適切な処置を選択する。(図2)

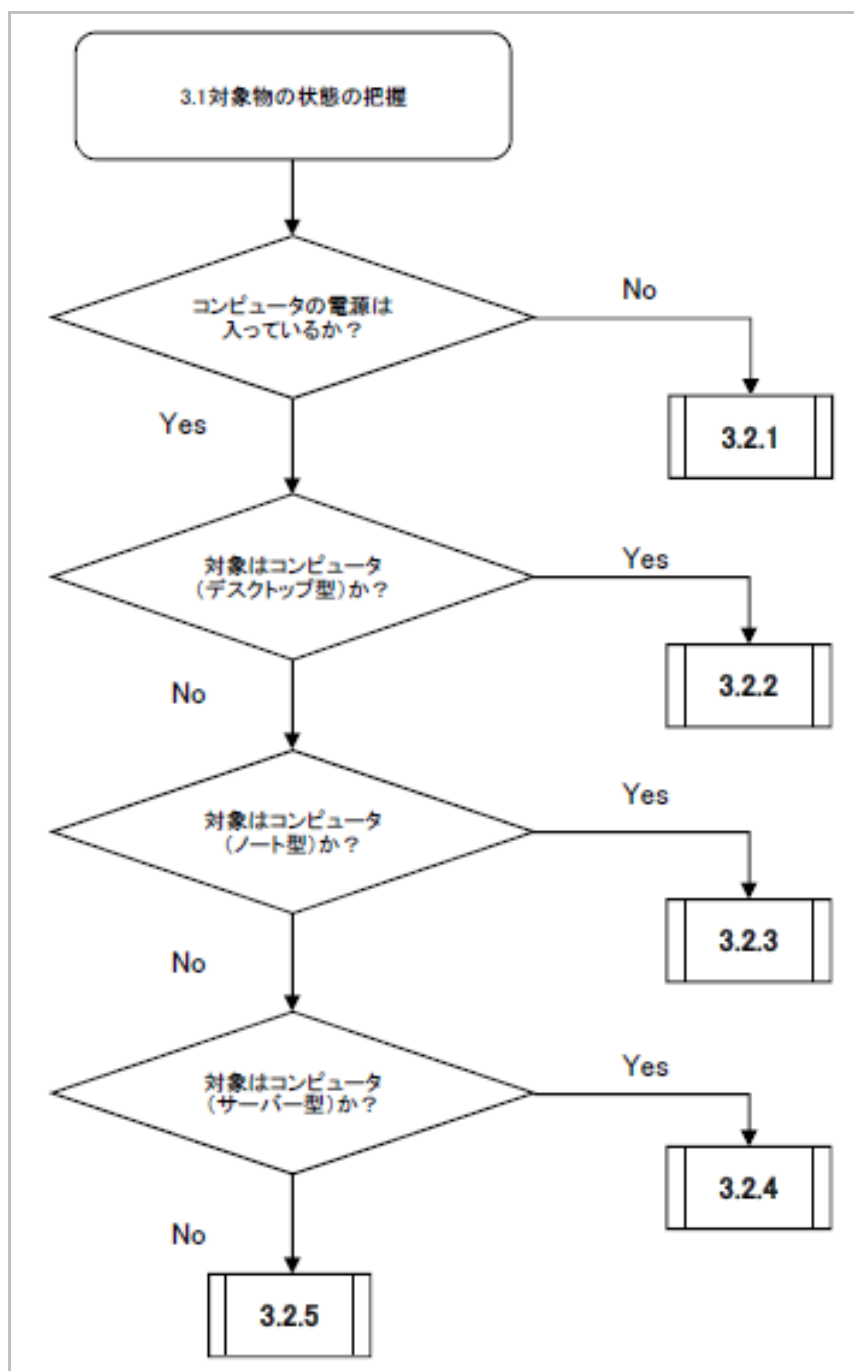


図2 収集・取得・保全するための対象物の処置の選択

3.2.1 対象物がコンピュータで、電源が OFF の状態の場合

① 原則として電源を ON にしてはならない。

HDD 全体暗号化等、やむを得ず電源を ON にしなければ証拠保全ができない場合を除く。但し、その場合も証拠保全作業の責任者の指揮の下、電源を ON にした時のリスク（ファイルのタイムスタンプや内容の変更などの影響）を受容して、証拠保全作業を実施する。

② 無為に HDD にデータの書き込み等が発生しないように、ケーブル類は全て筐体から取り外す。

- ・ 電源ケーブル、キーボード・マウス、USB 系のコネクタ類を取り外す。

- ・ 用途不明の接続ケーブルの場合は、その接続ケーブルについて熟知している人物に用途等を確認し、証拠保全作業の責任者の指揮の下、作業を行う。
- ・ 各装置・ケーブルの取り外しの際は、解析時におけるシステムの正確な再現、作業後の現状復帰を可能にするため、どのケーブルや機器が、どこに取り付けられていたかを、粘着性の低いタグ、専用の荷札タグ等を貼って明確にする（記録シートに明記／写真撮影等。図 3）。特に証拠保全対象となる機器の固有情報（製造番号、型式等）は確実に記録する。

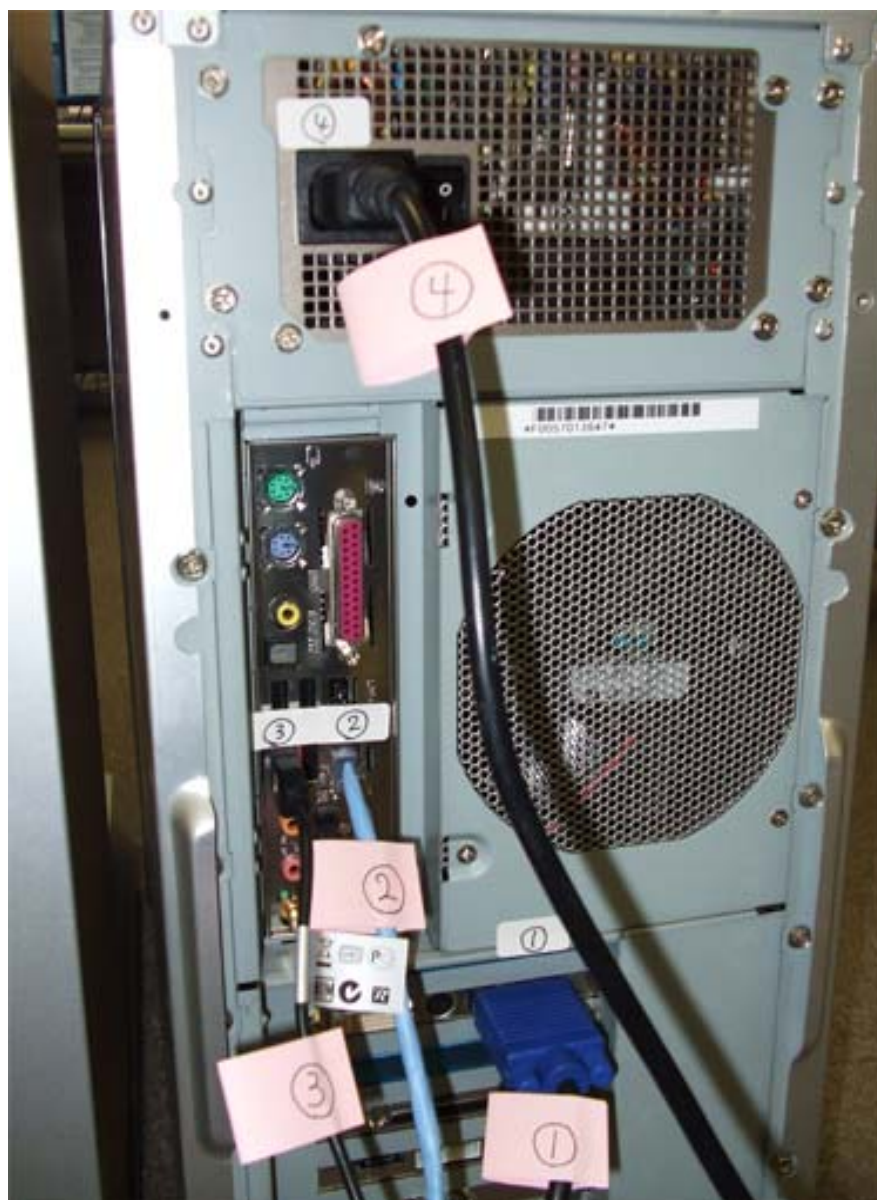


図 3 ケーブル等へのラベル貼付状況の記録

3.2.2 対象物がコンピュータ（デスクトップ型）で、電源が ON の状態の場合

- ① コンピュータの種類・規格、使用 OS の確認及び確保時点でのシステム時計の正確性（日本標準時等との差異）を目視又はコマンドで確認・記録
- ② ネットワーク環境の確認
 - ・ ISP、メールソフト、認証情報、電子メールアドレス、メール転送設定、ブラウザの種類、プロキシ設定等

- ③ 対象物確保時に、画面やプリンタ等、出力装置に表示又は出力されていた状況を具体的に記録（写真撮影等）
 - ・ やむを得ない場合を除き、ファイルやアイコン、その他不審な画面の動き等に極力触れてはならない。
 - ・ 可能であれば、バックグラウンドで稼働していたプロセス等も併せて確認する。
- ④ 揮発性情報の取得
 - ・ 調査の目的、必要に応じて、揮発性情報を取得する。
 - ・ 削除ファイルの復元への影響を最小限にしたい場合は、揮発性情報を取得せず、電源ケーブルを抜く。
 - ・ やむを得ない場合を除き、ファイルやアイコン、その他不審な画面の動き等に極力触れてはならない。
 - ・ 揮発性情報の取得手順・内容と範囲（メモリダンプ、アプリケーション関連情報）については、事前に準備した、使用 OS に対応する自動収集ツール等を使用し、手順に従って対象範囲を取得する。
- ⑤ 電源を OFF にする
 - ・ 3.2.6 参照
- ⑥ 無為に HDD にデータの書き込み等が発生しないように、ケーブル類は全て筐体から取り外す。
 - ・ 電源ケーブル、キーボード・マウス、USB 系のコネクタ類を取り外す。
 - ・ 用途不明の接続ケーブルの場合は、その接続ケーブルについて熟知している人物に用途等を確認し、証拠保全作業の責任者の指揮の下、作業を行う。
 - ・ 各装置・ケーブルの取り外しの際は、解析時におけるシステムの正確な再現、作業後の現状復帰を可能にするため、どのケーブルや機器が、どこに取り付けられていたかを、粘着性の低いタグ、専用の荷札タグ等を貼って明確にする（記録シートに明記／写真撮影等）。特に証拠保全対象となる機器の固有情報（製造番号、型式等）は確実に記録する。

3.2.3 対象物がコンピュータ（ノート型）で、電源が ON の状態の場合

- ① コンピュータの種類・規格、使用 OS の確認及び確保時点でのシステム時計の正確性（日本標準時等との差異）を目視又はコマンドで確認・記録
- ② ネットワーク環境の確認
 - ・ ISP、メールソフト、認証情報、電子メールアドレス、メール転送設定、ブラウザの種類、プロキシ設定等
- ③ 対象物確保時、画面やプリンタ等、出力装置に表示又は出力されていた状況を具体的に記録（写真撮影等）
 - ・ やむを得ない場合を除き、ファイルやアイコン、その他不審な画面の動き等に極力触れてはならない。
 - ・ 可能であれば、バックグラウンドで稼働していたプロセス等も併せて確認する。
- ④ 揮発性情報の取得

- ・ 調査の目的、必要性に応じて、揮発性情報を取得する。
 - ・ やむを得ない場合を除き、アイコン、その他不審な画面の動き等に極力触れてはならない。
- ⑤ 電源を OFF にする
- ・ 3.2.6 参照
 - ・ デスクトップ型と異なり、ラップトップ型は筐体底面にバッテリーパックがある為、プラグをコンセントから抜いても強制的な電源 OFF にはならない。
 - ・ そのため、筐体底面のバッテリーパックを取り外した後、プラグをコンセントから抜くことで、電源を強制的に OFF にする。バッテリーパックが外せない場合、電源ボタンの長押しで電源を OFF にする。

3.2.4 対象物がコンピュータ（サーバ型）で、電源が ON の状態の場合

- ① サーバ型では、RAID¹⁴装置が利用されていることが多々ある。RAID 装置に組み込まれている HDD のコピーを証拠保全機器で別の HDD に物理コピーしたとしても、元の RAID 装置を使わないと、物理的な仕様の変化等により、再構成（原状復旧）が困難な場合がある。
- ② RAID 装置を別の OS（1CD-LINUX¹⁵等）で起動し、RAID 上で構成されている論理ボリューム単位等で取得することで、RAID ボリュームの再構成が可能。
- ③ RAID 装置を一式持ち帰ることが可能な場合もあるが、会社の業務用サーバー等で利用している場合、RAID 装置の使用有無に拘わらず、サーバの停止が困難である可能性が高い。この場合、業務に大きな影響を与えない範囲で、時間はかかるがイメージ取得を実施する。

3.2.5 対象物がコンピュータ以外（メディア系）の場合

3.2.5.1 外部メディア等の物理的管理と記録

- ① 収集・取得・保全する外部メディアの誤廃棄及び紛失等を防止するため、識別目的の札を付ける等、確実な識別及び管理を行う。
- ② 付けた札には、収集・取得・保全の日時、場所、所有者（又は管理主体）、使用用途、状況、収集・取得・保全に至った経緯及び目的等を記録する。

3.2.5.2 外部メディアにアクセスする PC 等の特定

- IEEE 1667¹⁶規格や特定ソフトウェアを利用して、デバイスのロック機能を USB メモリに組み込み、接続時に認証（パスワードの入力等）に成功しないと外部メディア内のデータにアクセスできないような設定も考えられるため、外部メディア内のデータにアクセスしていた PC 等を特定する。

3.2.5.3 使用されているファイルシステムの特定

- 外部メディアに使用されているファイルシステムを特定する。

¹⁴ RAID : Redundant Arrays of Inexpensive Disks

¹⁵ 1CD-LINUX : Linux ベースの LiveCD（CD から HDD にインストールすることなく、OS を起動させること）のこと。

¹⁶ IEEE1667 : ポータブルストレージデバイスの、ホスト機器接続時認証に関する標準プロトコル。

3.2.6 電源を OFF にする際の注意点

- ① 感電や帯電を防止するため、貴金属は身につけず、帯電防止用手袋を装着して作業を実施する。
- ② 強制的に電源を OFF にする場合。
 - ・ サーバ系 OS や会計システム等のデータベースが稼動しているデスクトップ型 PC は、原則としては、データベースのトランザクション機能を頼りに、強制的に電源を OFF にすることも可能である。
 - ・ 強制的に電源を OFF にした場合、想定されるリスクの例は以下の通りである：
 - ・ HDD に物理的な損傷（不良セクター）が生じやすい。
 - ・ データ又はファイルが破損し、読み取れなくなる危険性がある。
 - ・ 稼働中だったプロセスがレジストリやイベントログに書き込まれず、直前の行動が把握できない可能性がある。
 - ・ 揮発性情報が取得できない。
- ③ 通常のプロセスで電源を OFF にする場合。
 - ・ 通常のプロセスで電源を OFF にした場合、想定されるリスクの例は以下の通りである：
 - ・ OS の終了処理や更新、その他のアプリケーション等により、データの上書きや削除等が発生することを考慮する。
 - ・ 揮発性情報が取得できない。


3.2.7 電源を OFF にしてはならない場合等

- 証拠保全の対象によっては、電源を OFF にしてはならない場合が存在する。
 - ・ メモリに展開中のデータを証拠保全する場合。
 - ・ 通信中のデータの証拠保全。
 - ・ HDD 全体暗号化等のセキュリティが設定されている場合。
一旦電源を OFF にした後、再度電源を ON にしなければならず、余計なデータの上書き等が発生してしまうため。
 - ・ 携帯電話、携帯通信機、家電製品、ゲーム機等も、調査の目的、必要に応じて、電源が ON の状態であれば OFF にしてはならない場合がある。携帯電話の機種によっては、電源を OFF にすることで、データの上書きや削除が発生することを考慮する。
上記のような機器は、電源を ON にしないと証拠保全ができないため、証拠保全時は電源を ON にする。
携帯電話は通信が ON になった時点で、遠隔地から削除される可能性がある。

3.2.8 揮発性による処理順序

- 証拠保全においては、揮発性の高い情報から順に処理する。（表 1 参照）

表 1 証拠収集における揮発性と順序

揮発性：高  揮発性：低	レジスタ、キャッシュ
	ルーティングテーブル ¹⁷ 、arp キャッシュ、プロセステーブル、カーネル統計、メモリ ¹⁸
	テンポラリファイルシステム ¹⁹
	ディスク ²⁰
	当該システムと関連する遠隔ロギングと監視データ
	物理的設定、ネットワークトポロジ
	アーカイブ用メディア

出典) IPA による RFC3227 の日本語訳「証拠収集とアーカイビングのためのガイドライン」
 (<http://www.ipa.go.jp/security/rfc/RFC3227JA.html>)

3.3 その他、収集・取得・保全する必要性がある対象物

3.3.1 サーバ及び通信・監視装置のネットワークログ

国内で多く見られるネットワークシステムをベースに考えると、収集すべきネットワークログは、「セキュリティ対策で利用されるネットワーク機器」、「サーバや PC 上にインストールされているオペレーティング・システム」、そして「Web やメール等のアプリケーション」に大別して考えることができる。

① 「セキュリティ対策で利用される通信・監視装置」で取得すべきネットワークログ

・プロキシサーバ

外部の Web サイトにアクセスする全ての URL の記録が得られる。

・IDS 及び IPS

疑わしい挙動や進行しつつある悪質な活動を検知または防止する措置に関する記録が得られる。但し、予め設定されたルールセットに基づく措置であるため、想定しない未知の挙動等の場合は措置されないことに留意すべきである。

・ウイルス対策ソフトウェア

マルウェアが侵入または動作に成功した記録が得られる。但し、全てのマルウェアの存在や活動を検知するものでないことに留意すべきである。

・リモートアクセスのソフトウェア

VPN ソフトウェアにより、接続が確立された日時やログインユーザ毎のセッションで送受されたデータ量の記録が得られる。ソフトウェアによっては、リソースの使用状況に関する情報も記

¹⁷ ルーティングテーブル：パケットの配送先に関する経路情報

¹⁸ メモリ：コンピュータのメインメモリ (RAM)

¹⁹ テンポラリファイルシステム：仮想メモリに全ファイルを保持するファイルシステム (TMP FS 等)

²⁰ ディスク：ハードディスクドライブ

録できるものもある。

- ・脆弱性管理ソフトウェア

管理対象のサーバのパッチのインストール履歴や脆弱性の有無に関する記録が得られる。

- ・認証サーバ

認証時のアクセス元アドレス、ユーザ名、認証可否、日時の記録が得られる。

- ・ルータ

トラフィックを遮断した記録が得られる。

- ・ファイアウォール

設定したポリシーによって発生する実行ログが得られる。

- ・検疫サーバ

検疫したコンピュータ・システムの実行記録と検査結果の記録が得られる。

② PC やサーバ上にインストールされている「オペレーティング・システム」で取得すべきネットワークログ

- ・システムイベント（それぞれのイベントについて記録される情報は異なるが、一般には、イベント毎のタイムスタンプ、イベントコード、ステータスコード、エラーコード、サービス名、ユーザ名等の記録が得られる。）

- ・監査記録（認証の成否、ファイルアクセス、セキュリティポリシーの変更、アカウントの変更、権限実行、イベントの種類、操作結果等の記録が得られる。）

③ メールサーバやそれにアクセスするメーラ、Web サーバとそれを閲覧するブラウザ、ファイル共有サーバやデータベースサーバとそれらのクライアントソフト、経理システムや ERP（業務統合パッケージ）等の「業務用アプリケーション」から取得すべきネットワークログ

- ・クライアントからのアクセスに対するサーバの応答

例えば、メールサーバの場合は送信元／宛先／件名／添付ファイル名等、Web サーバの場合はアクセス元／応答結果等、業務アプリケーションの場合はユーザ名／アクセス先リソース／ログイン・ログアウト時刻等

- ・アカウントに関する情報

認証及びその試行回数、アカウント作成／変更／削除、利用した権限、リソースの使用時間等

- ・使用状況に関する情報

トランザクションの件数や一定時間内の頻度、トランザクションのサイズ等

3.3.2 対象物のマニュアル・ユーザガイド等のドキュメント類

① 証拠保全作業に必要な下記のような情報を探す。

- ・ HDD の取り外し方

- ・ バッテリーの取り外し方

- ・ BIOS の起動方法と画面の見方（主な BIOS 起動キーは表 2 参照）

- ・ Web 等で上記の手法を確認

② 依頼元の組織内で策定した、コンピュータ機器に対する取扱いについてのドキュメント

表 2 製造者別の主な BIOS 起動キー

PC 製造者	BIOS 起動キー
Acer	Del 若しくは F2
旧 Compaq	F10 若しくは F1, F2, Del
Dell	F2
eMachines	Tab 若しくは Del, 或いは F2
Fujitsu	F2
Gateway	F1
Hitachi	F2
HP	F10
IBM/Lenovo	F1 若しくは F12
Lenovo	F1 若しくは F12
NEC	F2
Panasonic	F2
Phoenix Award BIOS 標準	DEL
Sony	F2 若しくは F3 のち F2, F3 のち F1
Toshiba	Esc のち F1

4 証拠保全機器の準備

4.1 複製先（コピー先、以下同じ）に用いる媒体（記憶装置）

4.1.1 媒体のチェック

- 複製先に用いる媒体は、あらかじめ書込み／読み込み等のデバイスチェックを行い、正常に動作する状態のものを用意する。尚、フラッシュ系媒体は、代替領域等の隠し領域の都合上、無データ状態であることを確認することが難しいため、複製先として証拠保全に用いる場合は注意が必要である。

4.1.2 無データ状態

- 複製先に用いる媒体は、全て、一切のデータが存在しない状態（ファイルの通常削除レベルではなく、バイナリレベルで一切のデータの存在が確認できない状態）のものを用意する。但し、物理複製に関しても、複製に使用するツールが、複製元の不良セクターをゼロ値等に置き換え、複製先に保存する場合はこの限りではない。

4.1.3 完全（物理）複製

- 対象物の完全（物理）複製を行う場合、複製先に用いる媒体は、証拠保全機器のクリッピング機能又は他の手段によって、ハードディスクの容量を複製元と同一な状態に設定する。

4.1.4 可読・可搬媒体

複製先に用いる媒体は、第三者機関等に提出・譲渡する場合を考慮し、可読・可搬な媒体を用意する。

- ① 複製先に HDD を用いる場合、汎用性の高い SATA²¹等を利用する。
- ② イメージによる複製を行う場合、2TB 以上のデータが、FAT32 ファイルシステムでは扱えないため、コピー先のファイルシステムを選択する。
- ③ NTFS 等のジャーナリングに対応した、壊れにくいファイルシステムを利用する。

4.2 証拠保全機器に求められる機能（表 3 参照）

4.2.1 書込み防止機能

- 原本に対し、いかなる書込みも行うことができない機能を有する装置を用意するか、原則としていかなる書込みも行うことができない措置を取ること（ソフトウェアベース等）。

4.2.2 完全（物理）複製機能

- ① 現存するデータだけでなく、削除データ・隠しデータ・未使用領域を含めた、対象物全領域（ユーザがインターフェース等を介してアクセスできる領域）を複製する。
- ② 複製元に不良セクター部分が存在する場合でも、継続して複製を行うことができ、不良セクターの位置等を確認する（これにより、ハッシュ値²²が原本と異なった場合において説明が可能となる）。

²¹ SATA : Serial Advanced Technology Attachment。パソコンとハードディスク等の記憶装置を接続する IDE(ATA)規格の拡張仕様の一つ。

²² ハッシュ値は、同一性の補強を行うため、できるだけビット数の高い、衝突耐性の高いアルゴリズムを選定する（MD5 より SHA-1 や SHA-2 等）。また、一種類のハッシュ値だけに依存せず、可能であれば二種類のハッシュ値を取得することが望ましい（例：SHA-1 と SHA-2 等）。

- ③ 対象物（複製元）を、内容だけでなく記録順・構成も全て物理的に複製する（Single Capture）。
- ④ イメージファイルとして複製する（Linux DD/EnCase Image 等）。

表 3 証拠保全機器に求められる機能

<ul style="list-style-type: none"> ■ 書き込み防止機能 <ul style="list-style-type: none"> - 原本に対しいかなる書き込みも行うことができない ■ 完全（物理）複製機能 <ul style="list-style-type: none"> - 対象物全領域を複製することができる - 不良セクターへの対応 - 物理的及びイメージによる複製 ■ 同一性検証機能 <ul style="list-style-type: none"> - ハッシュ値やバイナリコンペア等による同一性検証 - セクターサイズの表示 ■ 作業ログ・監査証跡情報の表示・出力機能 <ul style="list-style-type: none"> - 対象物及び複製先の詳細情報 - 作業内容及び各種設定情報 - 作業時間等の作業結果 - 作業者情報 - 機器情報

4.2.3 同一性検証機能

4.2.3.1 同一性の検証（複製時のベリファイ）

- ① 対象物（複製元）及び複製先のハッシュ値を計算し、これらを照合して同一性を検証する。
- ② ハッシュ値を用いずに、バイナリコンペア等により同一性を担保しても良い。
- ③ 不良セクター等により複製元と複製先のハッシュ値が一致せず、ハッシュ値による同一性検証が困難な場合、検証時の状況（機器の画面等）の写真撮影や複数人の現場立会い等により同一性を担保する。

4.2.3.2 セクターサイズの確認機能

- 1セクターあたりのサイズにより、解析ツールに読み込めなかったり、適切な表示ができなかったり場合に備えて、セクターサイズを確認する。

4.2.4 作業ログ・監査証跡情報の表示・出力機能

4.2.4.1 作業ログ

- ① 対象物（複製元）及び複製先についての詳細情報を表示・出力可能
 - 各デバイスのラベル情報（メーカー／型番／モデル名／シリアルナンバー／セクターサイズ／総セクター数／記憶容量）、HPA・DCO の設定の有無等

② 実施した作業内容及び詳細設定情報を表示・出力可能

③ 実施した作業の結果を表示・出力可能

作業開始から終了までの時間／複製（コピー）（検証）速度／エラー発生時の詳細情報等

4.2.4.2 監査証跡情報

① 実施作業の管理者／所属先／取扱い案件・取扱い証拠に割り振られた番号等を表示・出力可能

② 実施作業に用いられた機器のシリアルナンバー／ソフトウェア・ファームウェアのバージョン等を表示・出力可能

4.3 証拠保全ツールに関する要件

4.3.1 完全（物理）複製（Single Capture 又はイメージコピー）が可能

① 対象物と同一の OS 上で起動可能なソフトウェア又はプログラムを利用

・ GUI（Graphical User Interface）形式又はコマンドラインによる使用

② 証拠保全ソフトウェア又はプログラムが記録されている CD/FD ブートによる利用

・ HDD を筐体から取り出せない、又は困難、取り出すことは容易でも原状復帰が困難である場合に利用

・ CD 内のデータを読み取るために、対象物の HDD より CD を優先して起動できるよう、BIOS 等で起動順序を確認し、必要に応じて変更

・ 対象物の電源が OFF の場合は、起動せずに光ディスクドライブを開けることができる施策を実施（光ディスクドライブに設置されている小さい穴に、クリップを挿入して強制的にドライブを開ける等）

4.3.2 信頼できる機関による検証

○ CFTT（Computer Forensics Tool Testing²³）等の信頼できる機関にて検証されたものを利用

4.3.3 代表的な収集及び分析ツールの利用時の留意事項

○ 一部のツール利用にあたっては、コンピュータの動作原理の理解が必要

○ 最近のマルウェアの挙動に関する情報を把握しておくほど、効果が増大

○ 揮発性情報を収集するツールを利用する暇がない場合、OS のハイバネーション機能を使って HDD に残す方法もある。ただし、HDD 上の一部のデータ（ログや証跡を含む）を上書きするため、HDD の証拠保全の完全性が損なわれる。

²³ CFTT：コンピュータ・フォレンジック用ツールに関し、中立的な立場で、その評価テスト手法を確立することを目的として活動している米国 NIST のプロジェクト。（<http://www.cftt.nist.gov/>）

4.4 その他、証拠保全に必要な機器・機材・施策の準備

4.4.1 HDDの物理的制限及び（強制）解除機能の有無の確認

- HPA、DCO等の確認を実施する。

4.4.2 HDDパスワード・暗号化に対する準備

- ① 対象物を起動せず、解析の段階で復号可能な施策があれば、その手法を選択する。
 - ・ 但し、インシデントレスポンスにかかる時間や優先順位により、その施策が取れない場合もある。
- ② やむを得ず対象物を起動する場合
 - ・ 起動することによるデータの作成・上書き・改変等のリスクを認識すると共に、依頼元に対する十分な説明を行い、同意を得た上で作業する。

4.4.3 IDE²⁴ HDDに設置されているジャンパーピンの取扱い

- 対象となるHDDにジャンパーピンがある場合には、その状態を記録しておき、証拠取得時の影響について検討する。

4.4.4 RAID装置や構造が複雑なサーバ類の証拠保全

- HDDを取り出すことによって、設定が大幅に変更される、又は原状復帰することが困難な場合、CDブートによる証拠保全等、証拠保全作業における影響を最小限に抑える手段を取る。

4.4.5 事前の十分なテスト及び機能の稼働状態のチェック

- 証拠保全作業に用いるツールは、あらかじめ十分なテストを行い、機能の稼働状況をチェックする。

²⁴ IDE : Integrated Drive Electronics。コンピュータにハードディスク等を接続するためのインターフェース規格。

5 証拠保全作業中・証拠保全作業後

5.1 代替機・代替ツール・代替手段の準備

予期せぬエラーによる証拠保全作業の中断を想定し、可能な代替手段をあらかじめ用意することを推奨する。

5.2 立会人等

証拠保全、インシデントレスポンス等を行う場合、可能な限り、立会人を付けるか、複数人で実施する。

5.3 同一性の検証

対象物（複製元）及び複製先に対し、完全（物理）複製実施時にハッシュ値の算出を行うなど、同一性を検証する。ライブでのイメージ取得やハードディスクの不良セクター等により、複製元のハッシュ値の算出が困難な場合は、複製先のハッシュ値のみを算出する。証拠の同一性検証に関しては、「4.3 証拠保全ツールに関する要件」にて選定された適切なツールを使用し、かつ、「5.4 証拠保全の正確性を担保する作業内容の記録」を取得し、ツールの信頼性及び証拠保全作業の正確性をもって行う。

5.4 証拠保全の正確性を担保する作業内容の記録

5.4.1 行動履歴の記録

（特に、対象物を起動させた状態で）証拠保全を行う際は、余計なデータの改変等が起きないように、十分に注意を払い、作業に伴う一切の行動履歴を記録する。

5.4.2 証拠保全に関わる機器の情報の記録

対象物（複製元）及び複製先の媒体だけでなく、証拠保全に関わる一切の機器の情報を記録する。

- ① 証拠保全に用いた機器のシリアルナンバー／ソフトウェア・ファームウェアのバージョン
- ② 対象物（複製元）及び複製先の媒体から算出したハッシュ値

5.4.3 ビデオ及び写真撮影

各工程で行った作業は、ビデオや写真に撮影するなどして、後日、可能な限り再現できるようにする。また、撮影にあたっては、保全機器や対象物の媒体のみを記録するだけでなく、対象物をどこからどのように外し、保全機器につなげ、外し、どこに戻したか等の一連の作業が明確に分かるよう記録する。

5.5 複製先の取扱い

5.5.1 厳重な管理

複製先は、他の機器と混在しないよう、物理的に分けられたスペースに保管し、解析用途以外では一切触れることができないよう、Chain of Custody（証拠保全の一貫性）を証明できる書類²⁵等を作成して、厳重に管理する。

²⁵ 「誰が、いつ、何をしたのか」が把握できる書類。

① 複製先の媒体の保管

- ・ 電磁波・静電気・埃等により精密機器にダメージを与えない場所・梱包を用いて保管
- ・ 温度・湿度、直射日光等にも留意し、夏場のカビや冬場の結露等にも注意が必要

② 複製作業だけでなく、梱包・封印作業についても、複製先にダメージを与えないように十分な配慮をすると共に、複数人で作業し、複数人の認証方式で封印することが望ましい。

5.5.2 フォレンジックチーム等への提出・譲渡

- ① 複製先を、いつ、誰が、誰に、どこで、何を、どのような状態で手渡したかを逐一記録・明記することにより、Chain of Custody（証拠保全の一貫性）を確保する。
- ② 遠隔地への発送の場合は、壊れ物且つ機密情報扱いとして、然るべき発送業者及びサービスを用いて発送する。
- ③ 搬送する場合も、電磁波・静電気・埃等の影響を受けない場所（磁石、スピーカーの近傍等）は避け、震動防止対策も施す。

5.6 Web で提供されているサービスに係る収集・取得・保全

5.6.1 アクセス可能なアカウントのチェック

アカウント所有者の同意書及びアカウント設定変更記録等を確認し、対象のアカウントが保全目的でアクセス可能な状態であるかを確認する。また、特にアカウントが排他制御状態にあり、保全作業を実施するのに適した状態であるかの確認を行い、記録する。

5.6.2 作業記録の作成

1.5.2 で決定した作業手順に従って、サービスへのログインを含め、保全作業における一連の作業記録を作成する。対象のアカウント名やサービスのアクセス先の情報を客観的に確認可能とするため、必要な情報を書面に記録すると共に、動画やスクリーンショット、写真等、客観的な記録も併せて取得する。必要に応じて、作業を行った際の対象サービスのメタデータや、サービス提供先のサーバとの通信パケットも作業記録とあわせて取得する。

また、排他制御等の目的で必要に応じて設定変更等を行う場合は、変更前の内容と変更後の内容を作業完了後に改めて確認・検証可能な記録を作成する。

5.6.3 サービスの利用状況のチェック

Web ブラウザ若しくは専用のクライアントツールを用いてサービスにアクセスし、アカウント及びパスワードを入力して、ログインする。正常に対象サービスへのアクセスが確認された後に、対象ユーザの利用状況を確認するために、サービスの基本設定項目及びサービス利用履歴の記録を作成する。

一部のサービスでは、他のユーザとファイル等の情報を共有して、外部のユーザに編集権限を与えることが可能なサービスも存在するため、排他制御等の目的で、必要に応じて共有設定の変更や公開の停止等も検討する。設定を変更する際は、「5.6.2 作業記録の作成」に従って記録を作成する。

5.6.4 保全対象の確認

保全対象の現在の状況を確認する。保全するデータの範囲、データ種別、データ件数、管理状態（ラ

ベルやタグ情報、フォルダ構造等)を記録する。またサービスの仕様や設定によっては対象データの過去のバージョンを復元可能な場合があるため、作業手順で想定している保全の範囲に漏れないか確認する。

5.6.5 保全

事前に準備した作業手順に従ってデータの保全を行う。保全されたデータの件数やデータの状態を確認し、事前に想定した保全対象が全て取得されていることを確認し、記録する。

5.6.6 同一性の検証

保全されたデータ、及び一連の保全作業で取得した動画やスクリーンショット等の作業記録に対して、ハッシュ値を算出する。証拠の同一性検証に関しては、「4.3 証拠保全ツールに関する要件」にて選定された適切なツールを使用し、かつ、「5.4 証拠保全の正確性を担保する作業内容の記録」を取得して、ツールの信頼性及び証拠保全作業の正確性をもって行う。

5.6.7 保全のため変更した設定の復元

保全作業が完了した場合は、保全のために変更した設定の復元を行うかどうか検討する。但し、インシデントが収束するまでは、排他制御をかけ保全状態を維持した方が良い場合があるため、設定の復元はアカウントの所有者やインシデント担当者、法務担当者を交えて協議した後に実施する。

5.7 ネットワークログからの証拠データ抽出

5.7.1 ネットワークログからのデータ抽出前の留意事項

一般的なセキュリティ機器やオペレーティング・システムであれば、共通ログフォーマットであることが多いため、オープンソース情報でログの各項目を調べることができるが、一部の業務用アプリケーションは、独自の設定をしているため、調べにくいことがある。その場合は、業務用アプリケーションの開発元に照会をかける必要がある。

また、ネットワークシステム全般の設計、検証及び運用の過程で、ネットワークパフォーマンスや運用監視の都合上、ネットワークログフォーマットが初期状態から変更されている可能性があることに留意しなければならない。さらに、取得できていなかった期間を明確にし、取得されていない原因・理由を可能な範囲で確認し、第三者が確認可能な形で記録を残す必要がある。

ネットワークログに自動的に記録されているタイムスタンプの状態を把握するため、調査で用いる基準時と、データ抽出作業時点での抽出対象システムの時間との誤差を確認する必要がある。これらは証拠保全のみならず、その後の調査の前提となるため、ネットワークログのデータ抽出作業を始める前に、必ず行わなければならない。

5.7.2 ネットワークログからのデータ抽出の観点

ネットワークログの抽出方法の一つとして、特定のネットワークログの抽出ツールとしてサーバに設置するソフトウェアや、取り出したネットワークログを抽出、分析する製品等が存在するが、いずれも部分的な解決にしかならないことが多い。

実際のネットワークログの分析作業では、そのような分析ツールを併用しながら、次のような流れ

で行う。なお、コンピュータ・システムに対するデジタル・フォレンジックや、マルウェア解析等の結果から得られた、IP アドレスやホスト名、コンピュータ名、ポート番号、通信プロトコル等の情報は、情報単体もしくは複数の情報を組み合わせることによって、調査対象を識別するための重要な情報となる。これらの調査のキーとなる情報のことを、以後“キー情報”という。

① コンピュータ・システムに対するデジタル・フォレンジックの結果から得られた「キー情報」に基づく調査

具体的には、サイバー攻撃を受けた範囲の IP アドレスやホスト名 ((コンピュータ名))、外部アクセス先の IP アドレス等(セス先の IP アドレス等)

② 感染したマルウェアの分析結果から得られた「キー情報」に基づく調査

具体的にはマルウェアが使用した IP アドレス及びポート番号、外部ホストとの通信プロトコル等)

③ 「キー情報」を基にした、ネットワークログの調査から得られる不審な挙動の検出

同じ ID で一定回数以上の認証試行の繰り返し、同一 IP アドレスから複数 ID への認証試行 (データベースサーバの場合)、アプリケーションサーバや Web サーバ以外からの DB アクセス、システム運用時間外におけるアクセス、極端に長いセッション時間のアクセス、単位時間あたりのセッションの確立回数とそのデータ量等

④ 「キー情報」を基にした、他所で発生している類似したサイバー攻撃または既存のマルウェアの分析結果から得られた「攻撃シーケンス (コンピュータ及びネットワーク上の攻撃の挙動パターン)」からの「参考情報」の収集

この調査を行う者は、最新のサイバー攻撃やマルウェアに関する深い理解が必要

⑤ 関係する可能性がある全てネットワーク機器、オペレーティング・システム、アプリケーション等のネットワークログを、「キー情報」及び「参考情報」を基に相関的な観点で調査

例えば、IP アドレス、ホスト名、時間帯、ID/アカウント名、不審な挙動パターン等

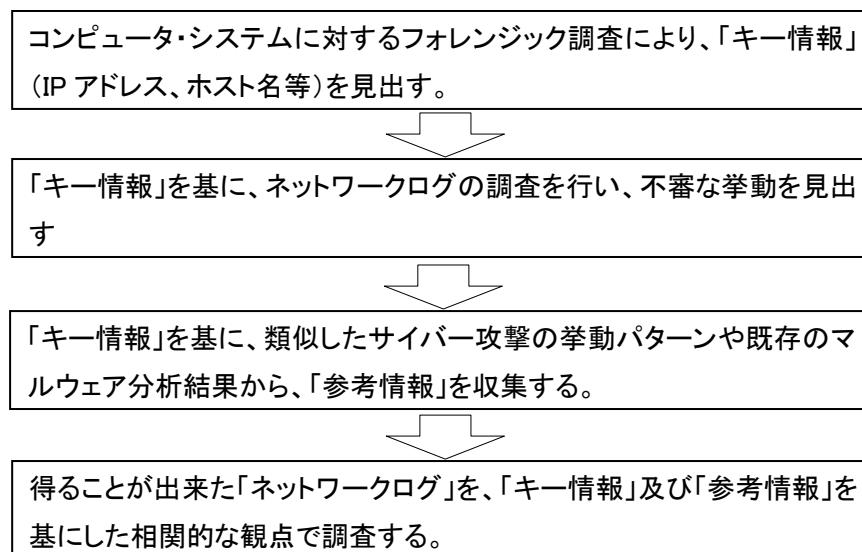


図4 ネットワーク・フォレンジックの基本的な流れ

付録

1 チェックシート（デスクトップ PC の場合）

No.	確認項目	写真	チェック	
1	[事前準備] 複製保存用の HDD を用意する。事前に、ワイプ処理、HDD 複製装置がサポートする形式でフォーマットしておく。		<input type="checkbox"/>	
2	使用する機材の時計を日本標準時刻に合わせる。		<input type="checkbox"/>	
3	作業開始の前に、作業場所で、立会人と作業員の写真を撮影（ケース番号、当日の新聞をもって撮影）する。	○	<input type="checkbox"/>	
4	PC のシリアル番号などの固体識別番号を記録、写真撮影する。	○	<input type="checkbox"/>	
5	電源 ON の場合	OS のシステム時刻を記録する。	○	<input type="checkbox"/>
6		(必要に応じて) 画面やプリンタなど出力装置に表示・出力されている情報を記録する。	○	<input type="checkbox"/>
7		(必要に応じて) メモリなど揮発性情報を記録・保存する。		<input type="checkbox"/>
8		電源を OFF にする。Windows の場合は、電源プラグを抜いて強制的に電源を OFF にする。		<input type="checkbox"/>
9	帯電防止リストバンドの使用、帯電防止手袋の着用、帯電防止マットの準備等、静電気による機材の破損が無いように考慮する。		<input type="checkbox"/>	
10	UPS を用意するなど、電源のトラブルにより HDD 複製作業に影響が無いように配慮する。		<input type="checkbox"/>	
11	PC に電源等のケーブルが接続された状態であれば、ケーブルのラベリングをして撮影後、取り外す。	○	<input type="checkbox"/>	
12	PC 本体から、原本 HDD の取外しを行う前に、HDD 自体に暗号化機能がある型番でないか確認する。	○	<input type="checkbox"/>	
13	PC 本体から、原本 HDD の取外しを行う。		<input type="checkbox"/>	
14	原本 HDD にラベル(ケース番号、原本番号) の貼り付けを行う。		<input type="checkbox"/>	
15	原本 HDD 表面のメーカーラベル情報の記録、メーカーラベル面、ピン状態を撮影する。	○	<input type="checkbox"/>	
16	書き込み防止装置を使用して原本 HDD が読み込み可能か確認する。暗号化されている場合は、そのまま保全するか、保全方法を変更するか判断する。 (既に暗号化されている事が前提である場合、書き込み防止装置が無い場合は、この項目をスキップする。)		<input type="checkbox"/>	
17	複製保存用 HDD のメーカーラベル情報の記録。複製保存用 HDD にラベル(ケース番号、原本番号) の貼り付けを行う。		<input type="checkbox"/>	
18	HDD 複製装置に原本 HDD を接続する。接続状態の写真撮影を行う。	○	<input type="checkbox"/>	
19	HDD 複製装置で表示される原本 HDD のラベル情報と原本 HDD の表面のメーカーラベルの情報が同一であるか確認する。HPA または DCO 領域が存在するかも確認する。ラベル情報を記録、表示画面の写真撮影を行なう。	○	<input type="checkbox"/>	
20	HDD 複製装置に複製保存用 HDD を接続する。		<input type="checkbox"/>	
21	HDD 複製装置のメニューを操作して動作モードおよびログ出力など基本設定を確認し、複製を実施する。実行前の写真撮影を行う。	○	<input type="checkbox"/>	
22	複製後に HDD 複製装置に表示される原本 HDD のハッシュ値を記録、写真撮影を行う。	○	<input type="checkbox"/>	
23	HDD 複製装置のログにより正常に複製が行われたか確認する。	○	<input type="checkbox"/>	
24	複製保存用 HDD のハッシュ値を取得し、原本 HDD のハッシュ値と複製データのハッシュ値が同一であるか確認する。ハッシュ値の記録、写真撮影を行なう。 (HDD 複製装置のベリファイ機能等で出力イメージの同一性が担保できれば、この項目をスキップする。)	○	<input type="checkbox"/>	
25	HDD 複製装置から原本 HDD をとりはずし、ピンの状態を確認し、写真撮影を行なう。	○	<input type="checkbox"/>	
26	原本 HDD を PC 筐体に戻し、ケーブルも元の接続状態にもどす。	○	<input type="checkbox"/>	
27	複製保存用 HDD は、機器が破損しないように考慮し、移動させる場合は、衝撃吸収性、帯電防止措置のあるケースなどを使用する。		<input type="checkbox"/>	

2 証拠保全ガイドライン用語集 (Glossary)

用語〔読み方〕	英語表記	意味	本編頁
【 1 】			
1CD-LINUX 〔ワン・シー・ディ・リナックス〕	1CD LINUX	Linux ベースの LiveCD (CD から HDD にインストールすることなく、OS を起動させること) のこと。	19
【 B 】			
BIOS〔バイオス〕	Basic Input Output System	コンピュータ起動時のハードウェアのテスト、OS の起動及び周辺機器を制御するソフトウェアのセットである。周辺機器と OS 及びアプリケーションソフトウェアとの間の制御を司る。	22,23,26
【 C 】			
CFTT〔シー・エフ・ティ・ティ〕	Computer Forensics Tool Testing	法執行機関のニーズに基づきコンピュータ・フォレンジックに用いるソフトウェアツールの評価試験方法を確立するため、米国商務省の標準技術研究所が実施しているプロジェクトである。フォレンジック・ツールの信頼性を保証するため、性能等を検証している。その結果は公開され、ツールの開発や、民間活用に供されている。	26
【 D 】			
DCO(装置構成オーバーレイ) 〔ディ・シー・オー〕	Device Configuration Overlay	ハードディスク装置の容量(例えば 80GB)を異なる容量(例えば 60GB)に OS が認識するように設定することができる機能であり、OS などがアクセス出来ない領域が生ずる。	12,25,27
【 F 】			
FAT32〔FAT:ファット〕	File Allocation Table 32	Windows 95 OSR 2.0 以降や Windows 98/Me で利用されるファイルシステム。ディスクを 2 の 32 乗の小さな単位に分割して管理する。セクターサイズが 512 バイトの場合、最大 2TB までの領域を管理できる。	24
【 H 】			
HDD 全体暗号化 〔HDD:ハードディスクドライブ〕	Full Disk Encryption	ハードディスク装置の暗号化機能で、ハードディスク装置への書き込み時には OS などを含め全て自動的に暗号化され、読み出し時には復号化される。	12,16,20

HDD パスワードロック 〔HDD:ハードディスクドライブ〕	HDD Password Lock	ハードディスク装置のセキュリティ機能でユーザーパスワードを設定すると、電源再投入時にハードディスク装置がロック状態となり、ハードディスクに記録されているデータにアクセスするコマンドが実行不可となる。	12
HPA(ホスト保護領域) 〔エイチ・ピー・エイ〕	Host Protect Area/Hidden Protected Area	BIOS 及び OS から、容易にアクセス出来ないハードディスク上の予約領域であり、ハードディスク装置のユーティリティや診断ツールに関わる情報などが記録される。	12,25,27
【 I 】			
IDE 〔アイ・ディ・イー〕	Integrated Drive Electronics	パソコンでマザーボードと内蔵ハードディスクを接続するためのインターフェース。2 台のハードディスクが接続でき、それぞれプライマリー、セカンダリーと呼ばれる。現在 IDE と呼ばれているものは、もとの IDE を拡張した「E-IDE (Enhanced IDE)」という規格で、プライマリー、セカンダリーのそれぞれにマスター、スレーブと呼ばれる 2 台の機器を接続でき、計 4 台の機器が利用できる。	27
IEEE 1667 〔IEEE:アイトリプルイー〕	IEEE 1667	IEEE が発行及び管理をしている「ポータブルストレージデバイスのホスト機器接続時認証に関する標準プロトコル(“Standard Protocol for Authentication in Host Attachments of Transient Storage Devices”)」という国際標準規格である。	19
【 M 】			
MD5 〔エム・ディ・ファイブ〕	Message Digest Algorithm 5	1991 年に MIT の Ronald L. Rivest 教授により開発された。入力メッセージに対して 128 ビットのハッシュ値を生成するハッシュ関数である。	24
【 N 】			
NTFS 〔エヌ・ティ・エフ・エス〕	NT File System	Windows NT 系 (Windows NT/2000/XP/Vista/7) の標準ファイルシステムのこと。複数ユーザがアクセスするサーバでの運用を想定した設計である。	24
【 R 】			
RAID 〔レイド〕	Redundant Arrays of Independent (Inexpensive) Disks	複数の外部記憶装置(ハードディスク等)をまとめて一台の装置として管理する技術。データを分散して記録することにより、高速化や耐障害性の向上が図られる。専用のハードウェアを使う方法とソフトウェアで実現する方法がある。分散の方法により RAID 0 から RAID 6 まで 7 つの種類があり、それぞれ高速性や耐障害性が異なる。	19,27

RAID ボリューム	RAID Volume	複数のハードディスクを組み合わせ、外部記憶装置の管理単位である一つのボリュームとする。	19
【 S 】			
SATA [シリアル・エイ・ティ・エイ/サタ/エス・アタ]	Serial Advanced Technology Attachment	コンピュータとハードディスクや光学ドライブ等の記憶装置を接続するためのインターフェース規格のこと。従来の ATA 仕様の後継仕様で、2000 年 11 月に業界団体「Serial ATA Working Group」によって仕様の策定が行われた。Ultra ATA 等の ATA 仕様で採用されていたパラレル転送方式をシリアル転送方式に変更したもの。これにより、SATA ではシンプルなケーブルで高速な転送速度を実現できた。従来のパラレル方式の ATA 諸規格との互換性も持ち、従来はドライブ毎に必要なジャンパーピン等の設定も SATA では不要になり、ハードディスク等を「接続すればすぐ使える」ようになるとされている。	24
SHA-1 [シャー・ワン/エス・エイチ・エイ・ワン]	Secure Hash Algorithm 1	1995 年に米国国家安全保障局 (NSA: National Security Agency) がアルゴリズムを開発し、米国政府標準に採用されたハッシュ関数。ハッシュ値のビット長は 160 ビットである。	24
SHA-2 [シャー・ツー/エス・エイチ・エイ・ツー]	Secure Hash Algorithm 2	ハッシュ値がそれぞれ 224 ビット、256 ビット、384 ビット、512 ビットの SHA-224、SHA-256、SHA-384、SHA-512 を総称して SHA-2 と呼ぶ。	24

【 い 】			
イベントログ	Event Logging	OS やアプリケーションが正常に動作しているかどうか、問題があるならば何が原因なのか、などの情報を記録したもの。Windows NT 系列の OS に備わっている。OS の稼働状況を記録する「システム・ログ」、アプリケーションの稼働状況を記録する「アプリケーション・ログ」、ログオンや警告設定の結果を記録する「セキュリティ・ログ」等に分かれている。各ログは「警告」、「エラー」、「情報」の 3 つに分類されている。	20
イメージ取得/イメージによる複製/イメージコピー	Imaging	記録媒体に記録されている全てのビット列を正確に複製すること。完全複製/物理複製とも言う。	19,24,25,26,28

イメージファイル	Image file	複製元の記録媒体に記録されているビット列を、フォレンジック・ツールで用いられているフォーマット形式(例えば EnCase の E01 形式)を用いて、論理的な証拠ファイルとして複製先の記録媒体に複写・保存する。E01 形式では、一定の大きさに分割して複写される。	25
インシデント	Incident	情報の機密性、完全性又は可用性を侵害する行為等、デジタル・フォレンジックの対象となる事案。	2,3,8,11,12,30
インシデントレスポンス	Incident Response	インシデントに対して初動対応すること。具体的には、デジタル機器から電磁的証拠を収集・保全すること。	8,9,10,11,13,14,24,27,28
【 か 】			
書き込み防止	Write protection	完全複製等の際に原本となる記録媒体上の電磁的記録の毀損等を防止するため、当該記録媒体への書き込み信号を吸収し書き込みを防止すること。	24
監査証跡情報	Audit trail information	爾後の検証に備えて、対象事案、フォレンジック作業の管理者、フォレンジックの対象物及びフォレンジック・ツールを正確に記録しておくこと。	25,26
完全複製／物理複製	Duplicate	記録媒体に記録されている全てのビット列を正確に複写すること。	24
【 き 】			
揮発性情報	Volatile Data	コンピュータのメインメモリ上のデータ等、電源が OFF になると保持されないものをいう。	8,15,18,19,20,26
【 く 】			
クリッピング機能	Clipping	複製先ハードディスクの容量が複製元ハードディスクの容量よりも大きい場合、複製元と同容量のサイズまで認識させる機能。	24
【 こ 】			
行動履歴	Action history	IT機器等の証拠物の収集、電磁的記録の取得、解析などのデジタル・フォレンジックの一連の処理に疑念を生じないよう、その作業状況をビデオ、写真及び筆記などにより記録すること。	28
【 さ 】			
サイバー攻撃	Cyber attack	コンピュータ・システムやインターネットを利用して、標的のコンピュータやネットワークに不正に侵入し、データの窃取、改ざん、破壊等を行い、システムを機能不全に陥らせる一連の行為	3,31

最大許容停止時間(MTPD)	Maximum Tolerable Period of Disruption	何らかの事象(例えば大規模震災)が発生した場合、システム(業務)が停止してから再開するまで、許容される最大時間のこと。この時間を越えると、ビジネスへの影響が大きく、BCPの観点から限界と判断される停止時間を指し、ビジネス影響度分析において検討される指標である。	8
作業ログ	Work log	フォレンジック・ツールへのコマンド入力及び設定情報並びに出力されたハッシュ値など、フォレンジック作業の正確性を検証できるように作業過程を記録すること。	25
【 し 】			
システム時計	System Clock	コンピュータに内蔵されている時計で、OSが管理している。	11,17,18
ジャンパーピン	Jumper Pin	マザーボードや拡張カード上に用意されている金属のピンのこと。	27
収集	Collection	電磁的証拠が蓄積されていると料されるIT機器等を特定し証拠物として押収すること。又は証拠調べの対象として確保すること。	2,3,15,16,18,19,21,26,29
取得	Acquisition	電磁的証拠を物理複製、論理複製又はイメージ取得すること。	2,3,8,9,13,15,16,18,19,20,21,22,27,28,29,30
証拠	Evidence	本ガイドラインにおいて「証拠」とは、裁判で証明が必要な事実を立証するための電磁的記録をいう。	2,3,12,23,24,25,26,27
証拠保全	Preservation of evidence	収集したIT機器等の証拠物の電氣的及び物理的な安全性を確保するとともに、取得した電磁的証拠の毀損又は滅失を防ぐため、適性に保存し管理すること。	2,3,8,9,10,12,13,14,16,17,18,19,20,22,24,25,26,27,28,29,30
証拠保全の一貫性	Chain of Custody	証拠物の保管、出納に関しては、記録をとり、管理を適正に行うことが求められる。犯罪捜査規範第117条では、「事件の捜査が長期にわたる場合においては、領置物は証拠物件保存簿に記載して、その出納を明確にしておかなければならない」と規定している。	28,29

【 た 】			
代替領域（予備領域）	Spare Area	SSD メモリなどのフラッシュ系媒体は、消去・書き込み回数に寿命があることから、媒体の寿命を延ばすため、代替領域を設けている。不良ブロックは無効化され、コントローラにより代替領域が割られる。	24
帯電防止用手袋	Anti-Static Gloves	証拠物のメモリ等が静電気により損壊することを防止するための静電気対策を施した作業用手袋	8,20
タイムスタンプ	Timestamp	ファイルなどの電子データの属性として、その作成や更新、最終アクセスなどが行われた日時を示す情報のこと。また、法的な文書や契約書など公正性を求められる電子書類を扱う際に、ある時点で書類が存在したことやその時点から改ざんされていないことを証明するために、第三者機関の発行した日時情報を電子署名化して書類に添付したものをタイムスタンプという。	9,16,22,30
【 て 】			
電磁的記録	Electromagnetic record	IT機器及び周辺装置に内蔵されているハードディスク及び半導体メモリ並びに光ディスク等の記録媒体に電子的、磁氣的又は化学的等の人の知覚によっては認識することができない方式により作られるプログラム及びデータ等の記録である。	2,3
電磁的証拠	Electronic Evidence	証拠物としてのIT機器等に蓄積されている裁判で証明が必要な事実を立証するための電磁的記録をいう。	2,3
【 と 】			
同一性検証	Integrity Verification	複製元と複製先のビット列、ファイルが一致することをハッシュ値又はセクター毎の比較を行い検証すること。	25,28,30
【 に 】			
認証情報	Authentication Information / Credentials	ID及びパスワードなど、正当なユーザであることを確認するための情報	17,18

【 は 】			
バイナリコンペア	Binary Compare	複製元と複製先のビット列を比較し、一致することを検証すること。	25
ハッシュ値	Hash Value	任意の長さのデータを、ハッシュ関数(MD5、SHA-1、SHA-2等の一方方向性関数)を用いて計算することにより得られた数値であり、1ビットでも異なるデータからは異なるハッシュ値が算出されることから、同一性検証に用いられている。ハッシュ値は、ハッシュ関数の種類に応じて一定のビット長となり、ハッシュ値から元のデータを復元することはできない。	24,25,28,30
【 ふ 】			
複製	Copy/Duplicate	複製には、完全(物理)複製と、記録媒体に記録されているファイルを正確に複写する論理コピーとがある。	2,24,25,26,28,29
フラッシュ系媒体	Flash Memory	書き換え可能であり、電源を切ってもデータが消えない不揮発性の半導体メモリのこと。	24
プロキシ	Proxy	企業などの内部ネットワークとインターネットの境にあって、直接インターネットに接続できない内部ネットワークのコンピュータに代わって、「代理」としてインターネットとの接続を行う中継サーバー(プロキシサーバー)のことを指す。また、そのための機能を実現するソフトウェアのこと。	17,18,21
【 ほ 】			
ホスト機器接続時認証	Authentication in Host Attachments of Transient Storage Devices	IEEE1667規格に対応した外部記憶装置をパソコンに接続するとき、認証されたデバイスのみが接続を許可される。	19
【 も 】			
目標復旧時間(RTO)	Recovery Time Objective	何らかの事象(例えば大規模震災)が発生した場合、システム(業務)が停止してから再開までの目標時間を指す指標のこと。システム復旧作業に着手した時点から、予め定められたレベルにまで復旧するまでの経過時間の合計である。	8

【 れ 】			
レジストリ	Registry	Windows 95 以降の Windows 系 OS において、コンピュータの構成(設定)情報のデータベース。各ユーザのプロファイル、コンピュータにインストールされているソフトウェアとそれぞれが作成出来るファイルタイプ、フォルダやプログラムアイコンのプロパティ設定、システム構成に含まれるハードウェア、使用するポートなどが記録されている。	20
【 ろ 】			
論理ボリューム	Logical Volume	物理的に複数のハードディスクまたはパーティションをグループ化して、仮想的に1つのボリュームとしたもの。	19

3 デジタル・フォレンジックに関連する我が国の主な刑事法

<刑法>

(電磁的記録の定義)

第七条の二 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

「電磁的記録」という言葉は、昭和 62 (1987) 年のコンピュータ犯罪関連の刑法改正にあたって追加された概念である。

上記の定義により、ハードディスク等の磁気デバイスのみならず、光ディスクや不揮発性メモリ上に記録された情報も電磁的記録として扱われる。逆に、パンチカードは人の知覚によって認識可能なものと見なされ、電磁的記録には該当しない。

(電磁的記録不正作出及び供用)

第六十一条の二 人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録に係るときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 不正に作られた権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を、第一項の目的で、人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録を不正に作った者と同一の刑に処する。

4 前項の罪の未遂は、罰する。

昭和 62 (1987) 年改正時に追加された罪。例えば、外れ馬券の電磁的記録を当たり馬券のものに改竄し自動払戻機で現金を引き出した行為に対して本条項を適用した判例がある (甲府地方裁判所 平成元年 3 月 31 日判決)。

なお、不正アクセス行為を手段として私電磁記録不正作出行為が行われた場合、不正アクセス禁止法違反の罪と本条とがともに成立 (併合罪) する (最高裁判所 平成 19 年 8 月 8 日決定)。

(支払用カード電磁的記録不正作出等)

第六十三条の二 人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であつて、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成するものを不正に作った者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録を不正に作った者も、同様とする。

2 不正に作られた前項の電磁的記録を、同項の目的で、人の財産上の事務処理の用に供した者も、同項と同様とする。

3 不正に作られた第一項の電磁的記録をその構成部分とするカードを、同項の目的で、譲り渡し、貸し渡し、又は輸入した者も、同項と同様とする。

(不正電磁的記録カード所持)

第六十三条の三 前条第一項の目的で、同条第三項のカードを所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(支払用カード電磁的記録不正作出準備)

第六十三条の四 第六十三条の二第一項の犯罪行為の用に供する目的で、同項の電磁的記録の情報を取得した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。情を知つて、その情報を提供した者も、同様とする。

2 不正に取得された第六十三条の二第一項の電磁的記録の情報を、前項の目的で保管した者も、

同項と同様とする。

3 第一項の目的で、器械又は原料を準備した者も、同項と同様とする。

(未遂罪)

第百六十三条の五 第百六十三条の二及び前条第一項の罪の未遂は、罰する。

第 163 条の 2～第 163 条の 3 までの一連の条文は、平成 13 (2001) 年に追加された。このころから、テレホンカードに代表されるプリペイドカードやクレジットカード等が大量に偽造され社会問題化したために刑法に盛り込まれた。

(不正指令電磁的記録作成等)

第百六十八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録

2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 前項の罪の未遂は、罰する。

平成 23 (2011) 年の刑法改正によって追加された条文であり、いわゆる「コンピュータ・ウイルス作成罪・提供罪／供用罪」である。

第 168 条の 2、第 168 条の 3 の保護法益は、電子計算機のプログラムに対する社会一般の者の信頼を保護法益とする罪であり、文書偽造の罪 (刑法第 17 章) 等と同様、社会的法益に対する罪である²⁶。

第 1 項が「ウイルス作成罪・提供罪」となり、第 2 項が「供用罪」となる。

作成・提供・供用とはそれぞれ、

- ・「作成」とは、当該電磁的記録等を新たに記録媒体上に存在するに至らしめること、
- ・「提供」とは、当該電磁的記録等を取得しようとする者が事実上これを使用できる状態に置くこと、
- ・「供用」とは、当該電磁的記録等を、電子計算機を使用している者が実行しようとする意思がないのに実行される状態におくことを、それぞれ意味するとされている。

(定義が多少曖昧にはなるが、) 平易な言葉で表せば、「提供」はコンピュータ・ウイルスを欲している者にそれを渡るようにすることであり、「供用」は他人のコンピュータに勝手にコンピュータ・ウイルスを仕込むことになる。

第 1 項第 1 号の「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録」とは、「そのままの状態で電子計算機において動作させることができるもの」ということであり、つまりは、即時実行できるバイナリデータであるウイルスそのもので、第 2 号の「前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録」はソースコードの状態のものも含むということになる。また、第 1 号は電磁的記録に限定しているが、第 2 号ではその他の記録も含まれるため、必ずしも電子媒体である必要はなく、紙媒体でも良いことになる。

なお、技術者の間で、完成度の低い OS や、深刻なバグを含むプログラム自体がこの「不正指令電磁的記録」にあたるのではないかという誤解があるようであるが、本罪が成立しうるのは、それが不正

²⁶ 法務省公開資料「いわゆるコンピュータ・ウイルスに関する罪について」

(<http://www.moj.go.jp/content/000076666.pdf>) に、本条文に関する分かり易い解説がある。

指令電磁的記録と認識された時点以降の行為であり、仮にそのようなものを開発してしまったからといって、ただちに本罪が適用されるわけではない。また仮にそのような深刻なバグを含むプログラム自体が不正指令電磁的記録とされるには、一般社会通念上の合意が必要となるはずであり、バグが不可避と考えられている現状においてはそのようなことは起こらないと言えよう。つまりは、一部の者だけが、「このようなプログラムは、けしからん」などと言っているだけでも通用せず、一般のコンピュータ・ユーザーが「このプログラムはウイルスだ」という認識を持つことが必要であろう。

供用罪についても同様で、そのプログラムを第三者が実行できる状態においた時点で不正指令電磁的記録を認識していなければ成立しないと言える。

条文の読み方から、供用罪には第2号事例（つまり、ソースコード状のもの）は含まれない。また、未遂罪が可罰なのも第2項の供用罪のみとなる。

（不正指令電磁的記録取得等）

第百六十八条の三 正当な理由がないのに、前条第一項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第168条の2と同時に平成23（2011）年の刑法改正によって追加。本条はコンピュータ・ウイルスの「取得」「保管」についての罪を定めたものである。

ここでいう「取得」とは、不正指令電磁的記録等を自己の支配下に移すことを、「保管」とは、当該電磁的記録等を自己の支配領域内において置くことをそれぞれ意味するものである。

（わいせつ物頒布等）

第百七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

平成23（2011）年の改正で電磁的記録の追加がなされた。すでに猥褻データを格納したHDDをわいせつ物と見なすなどの判例（「アルファネット事件」最高裁平成13年7月16日決定）等があり、実務を法律が追認したかたちとなっている。

（電子計算機損壊等業務妨害）

第二百三十四条の二 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

昭和62（1987）年改正時に追加。いわゆるハッキング行為にはこの条文が適用される。ただし本条項を適用するには、内部の電磁的記録の書き換えや消去を伴うことが必要となる。情報を覗き見ただけでは適用できない。→ その場合は「不正アクセス禁止法」にて対処。

※ 平成23（2011）年改正時に未遂罪が追加された。

（電子計算機使用詐欺）

第二百四十六条の二 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報

若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

詐欺罪（第 246 条）は「人を欺いて」と規定されていて、その対象が人であるため、機械に対して詐欺を行っても適用することができなかった。そこで本条を昭和 62（1987）年改正時に追加した。これにより、対象が人でなく電子計算機であっても詐欺罪が成立することとなった。

コンピュータに偽の情報を送り自身の預金額を増加させる等の犯罪が多発したために設けられた。

（公用文書等毀棄）

第二百五十八条 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

（私用文書等毀棄）

第二百五十九条 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の懲役に処する。

昭和 62（1987）年改正時に電磁的記録も文書毀棄の対象となるよう文言が追加された。

<不正アクセス禁止法>

※フィッシング取締に関する規定が追加された改正法が平成 24 年(2012 年)5 月 1 日より施行されている。

（「不正アクセス行為」の定義）

第 2 条第 4 項 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）
- 二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）
- 三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

平成 24（2012）年の改正で、不正アクセスの定義が、他の定義と同様、第 2 条にて記載された（従前は第 3 条に規定）。不正アクセスは大きく分けて、ID/パスワードを不正に使い侵入する場合と、セキュリティホールについて侵入する場合の二つに分類されている。

第 3 条において、「何人も、不正アクセス行為をしてはならない」と、ここに定義されている行為を行うことを禁止している。

第 11 条により、法改正後は、違反した者に対しては三年以下の懲役又は百万円以下の罰金（従前は一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）。

本条文や条文中の文言については、警察庁の Web サイトに詳細な解説が掲載されている。
(http://www.npa.go.jp/cyber/legislation/pdf/1_kaisetsu.pdf)

不正アクセス罪が成立するかどうかを巡って争われた裁判に、ACCS（コンピュータソフトウェア著作権協会）のサーバーのセキュリティホールをシンポジウム中に公開して侵入して見せた事件がある（東京地方裁判所 平成 17 年 3 月 25 日判決）。

(他人の識別符号を不正に取得する行為の禁止)

第四条 何人も、不正アクセス行為（第二条第四項第一号に該当するものに限る。第六条及び第十二条第二号において同じ。）の用に供する目的で、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を取得してはならない。

(不正アクセス行為を助長する行為の禁止)

第五条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない。

(他人の識別符号を不正に保管する行為の禁止)

第六条 何人も、不正アクセス行為の用に供する目的で、不正に取得されたアクセス制御機能に係る他人の識別符号を保管してはならない。

従前は「不正アクセス行為を助長する行為の禁止」のみ規定されており、ID/パスワードを他人に提供する行為のみが禁じられていたが、平成 24（2012）年の改正により、不正アクセス目的での ID/パスワードの取得から提供、保管に至るまで一貫して規制の対象とされることになった。改正後の第 12 条により、これらの行為には一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金となる。改正前は、「不正アクセス行為を助長する行為」に対し「三十万円以下の罰金に処する」という規定のみであったが、新法では不正アクセス目的であることを知りながら ID/パスワードを他人に提供した者には懲役刑もありえるという規定になっている。なお、不正アクセス目的であることを知っているか否かを問わず、ID/パスワードを他人に提供する行為に対しても三十万円以下の罰金となる（第 13 条）。

(識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止)

第七条 何人も、アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者になりすまし、その他当該アクセス管理者であると誤認させて、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、当該アクセス管理者の承諾を得てする場合は、この限りでない。

一 当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係る識別符号を付された利用権者に対し当該識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く行為

二 当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係る識別符号を付された利用権者に対し当該識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）により当該利用権者に送信する行為

平成 24（2012）年改正時に新設された条文で、本条がいわゆる「フィッシング行為」を取り締まる為の規定となる。ID/パスワードの入力を不正に要求すること自体を、Web を用いる場合（第 1 号）、電子メールを用いる場合（第 2 号）共に禁止行為としている。

違反した場合は、第 12 条の規定により、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金。

<刑事訴訟法>

(リモートアクセスによる差押え)

第九十九条第二項

差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

第二百十八条第二項 ※新設

差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

(記録命令付差押え)

第九十九条の二 ※新設

裁判所は、必要があるときは、記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。）をすることができる。

第 99 条 2 項は裁判所が差押えを行う場合、第 218 条第 2 項は捜査機関が行う場合のそれぞれの条文となる。「記録命令付差押え」に関しても、第 218 条第 1 項にも「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、検索又は検証をすることができる。(以下略)」と、下線部「記録命令付差押え」という文言が追加された。

差し押さえるべきパソコンにリモートストレージサービスのアカウントの設定がなされている場合など、差押対象物が電子計算機であるときに、そのコンピュータにネットワークで接続している他の記録媒体（リモートストレージサーバー、メールサーバ、ファイルサーバー等）に記録されているデータを差押え対象となっているコンピュータ等に複写して、これを差し押さえるというものである。

「記録命令付差押え」は、データ等を所持・保管している者や適法なアクセス・利用権限を有している、例えばプロバイダなどの協力的な者をして証拠として必要なデータなどをそのまま複写させたり、複数の記録媒体に記録されているデータなどを一つにまとめて新たに電磁的記録を作成し、記録媒体に記録させたりすることをいう。

コンピュータ・システムの管理者などは、裁判所の発する令状によって、上記の作業をすることになる場合があることを念頭においておくべきである。

(電磁的記録に係る記録媒体差押えの執行方法の整備)

第一百十条の二 ※ 新設

差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、差押状の執行をする者は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。公判廷で差押えをする場合も、同様である。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

移転とは「電磁的記録の他の媒体への複写と、差し押さえるべき記録媒体からの当該記録の消去からなる」。

複写、印刷、移転のどれを選ぶかは、処分者（つまり差押えの実行をする人）の裁量となる。爆発物の作り方等のように、その情報を残しておくことが好ましくない場合などには移転が用いられるものと思われる。差押えの方法に不服がある場合には、準抗告（429条1項2号）という不服申し立てができる。

(電磁的記録にかかる記録媒体を対象とする処分への協力要請)

第一百十一条の二 ※ 新設

差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、差押状又は搜索状の執行をする者は、処分を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。公判廷で差押え又は搜索をする場合も、同様である。

記録媒体の差押え等を行うにあたり、差押えなどを実施する捜査機関等が自ら執行することが困難な場合も多く、また、被処分者の利益の保護等の面からも適当でないことがあることから、搜索・差押えを実施する者が協力を求め、また、これに協力することができる法的根拠を明確にした。なお、裁判所の検証（第142条）及び捜査機関の搜索・差押え・検証（第222条第1項）にも準用される。

通信履歴の電磁的記録の保全要請

第九十七条3項～5項 ※ 新設

3 検察官、検察事務官又は司法警察員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至ったときは、当該求めを取り消さなければならない。

4 前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

5 第二項又は第三項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

保全要請は、プロバイダ等の通信事業者等に対して、業務上記録している通信履歴（通信内容は含まれない）のデータ等を一時的に消去しないように求めるものであり、新たな種類の情報を記録することを要請するものではない。

保全要請は、「必要なものを特定し」、「30日を超えない期間を定めて」「書面」で行う。「特に必要があるときは」延長可能であるが、最大60日を超えることはできない。参考までに、サイバー犯罪条約では90日間までの証拠の保全を求めている。

(補足)

改正刑事訴訟法に関する解説論文としては、立法に関与した杉山徳明＝吉田雅之「『情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律』について」(法曹時報 64 巻第4～5号)等がある。また、法制審議会の議事録からも解釈を得ることができる。本稿執筆に際しても参考とした。

<不正競争防止法>

(定義)

第二条第六項

この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為(人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。)又は管理侵害行為(財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。)により、営業秘密を取得した者

営業秘密に関する事項は不正競争防止法に定められている。曖昧な概念で使われる「企業秘密」という言葉とは異なり、「営業秘密」は同法の2条6項によってきちんとした定義がなされている。この条文から「秘密管理性」「有用性」「非公知性」が営業秘密成立の三要件となる。

条文自体の記載は省略しているが、不正競争防止法では、その第2条第1項の各号においてどのような行為が不正競争となるかが定められている。そして同4号～9号までが営業秘密に関する記載であり、ここに不正と見なされる営業秘密の取得や使用、開示等における様々な場合が列挙されている。

そしてそれらを侵害した場合の罰則規定が第21条に記載されている。こちらもすべての条文の記載を省略しているが、第21条第1項の第1号～第7号の各号において刑罰が科される様々な場合を記載している。2009年(平成21年)の改正によって、競合関係にある場合だけでなく、自己の利益の為に営業秘密を不正に取得したり使用したりした場合でも可罰化されたことが特徴である。

2015年(平成27年)3月時点での刑罰の量刑は、最大で10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこの併科であるが、2014年に起きたベネッセでの営業秘密持ち出し事件を経て、これがさらに重罰化される予定なので注意しておく必要がある。

なお、営業秘密の管理に関する公的な指針としては「営業秘密管理指針」が経済産業省より公表されている(*1)。この指針は2015年(平成27年)1月に全面的な改定がなされ、従来の事例を詳細に記載する形式のものから「不正競争防止法によって差止め等の法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すもの」に変更された(*2)。

(*1)<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf>

(*2)同 指針「はじめに(本指針の性格)」より

4 関連資料紹介

- 「Electronic Crime Scene Investigation: A Guide for First Responders, Second Edition /Forensic Examination of Digital Evidence: A Guide for Law Enforcement」
- 「(CERT) First Responders Guide to Computer Forensics」
- 「Best Practices In Digital Evidence Collection」
- 「情報セキュリティ関連法令の要求事項集」(平成21年6月 経済産業省)

5 Chain of Custody (CoC) シート例

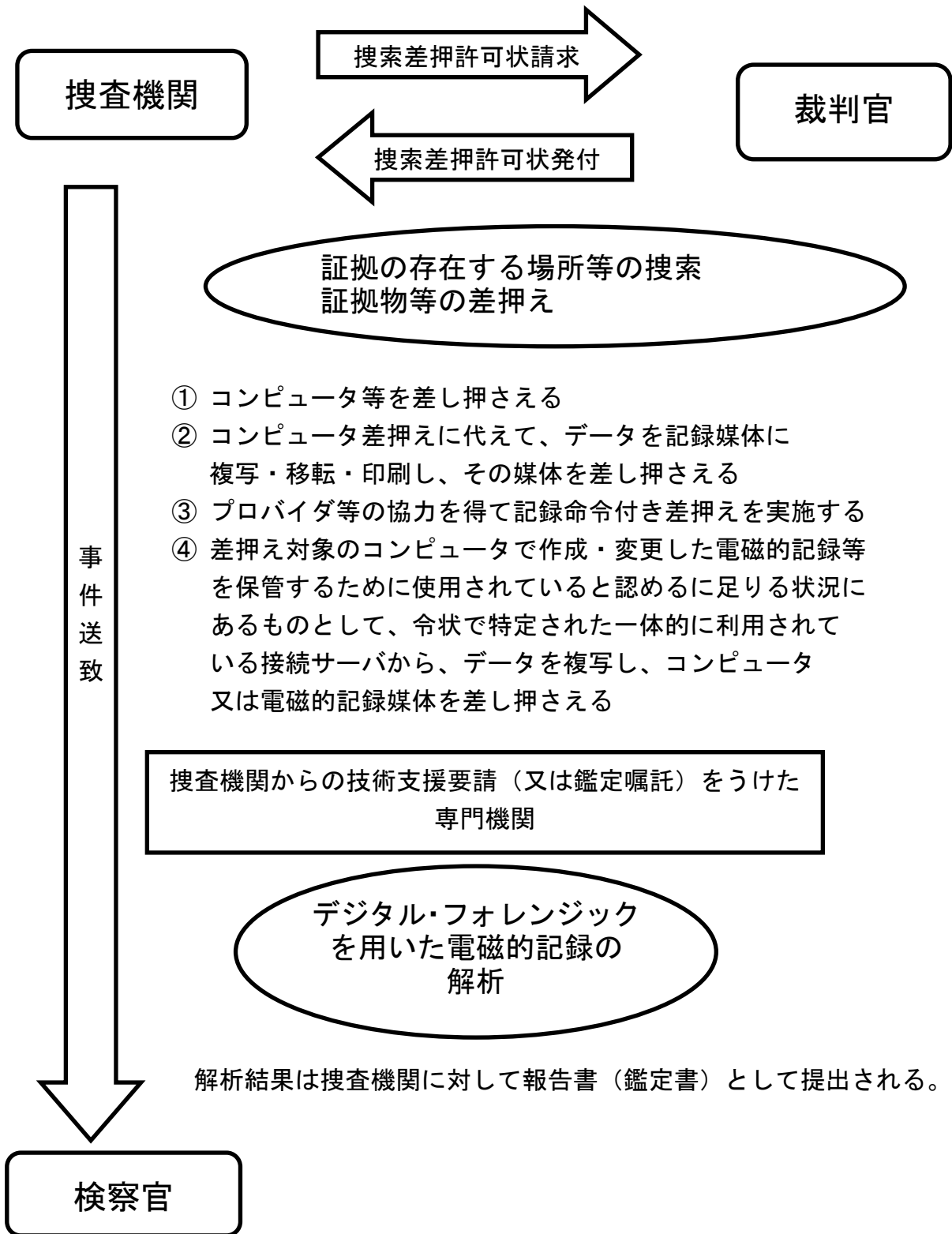
証拠の概要	
件名	インシデントの概要
事件担当	インシデントNo. 引渡先法律事務所・機関
対象名	対象に関する情報 対象ID
メーカー・ベンダー	対象システム
機種名	BIOS Type:
シリアル番号	BIOS Date: BIOS Time (24hr):
設置場所	Actual Date: BIOS Time (24hr):
備考	
メーカー・ベンダー	対象記憶媒体
機種名	総容量
シリアル番号	セクタ数(LBA/CHS)
備考	I/F Type: (IDE, SATA, SCSI, USB, Other)
証拠番号	複製格納デバイス
メーカー・ベンダー	容量
機種名	I/F Type: (IDE, SATA, SCSI, USB, Other)
シリアル番号	ファイルシステム (FAT, NTFS, Native, Other)
備考	Image file type: (DD, EnCase E0, EnCase LEF, Native, Other)
証拠番号	記憶媒体(バックアップ・作業用コピー)
メーカー・ベンダー	容量
機種名	I/F Type: (IDE, SATA, SCSI, USB, Other)
シリアル番号	ファイルシステム (FAT, NTFS, Native, Other)
	Image file type: (DD, EnCase E0, EnCase LEF, Native, Other)
複製作業者	作業記録
証拠番号	証拠取得用機器名
作業時刻(Timezone)	証拠取得用ソフトウェア名
Image file type: (DD, EnCase E0, EnCase LEF, Native, Other) File Name:	Start time: / / : : (TZ) -> Complete time: / / : :
Image Hash:()	
Image Hash:()	

一貫性 (Chain of Custody) 追跡記録

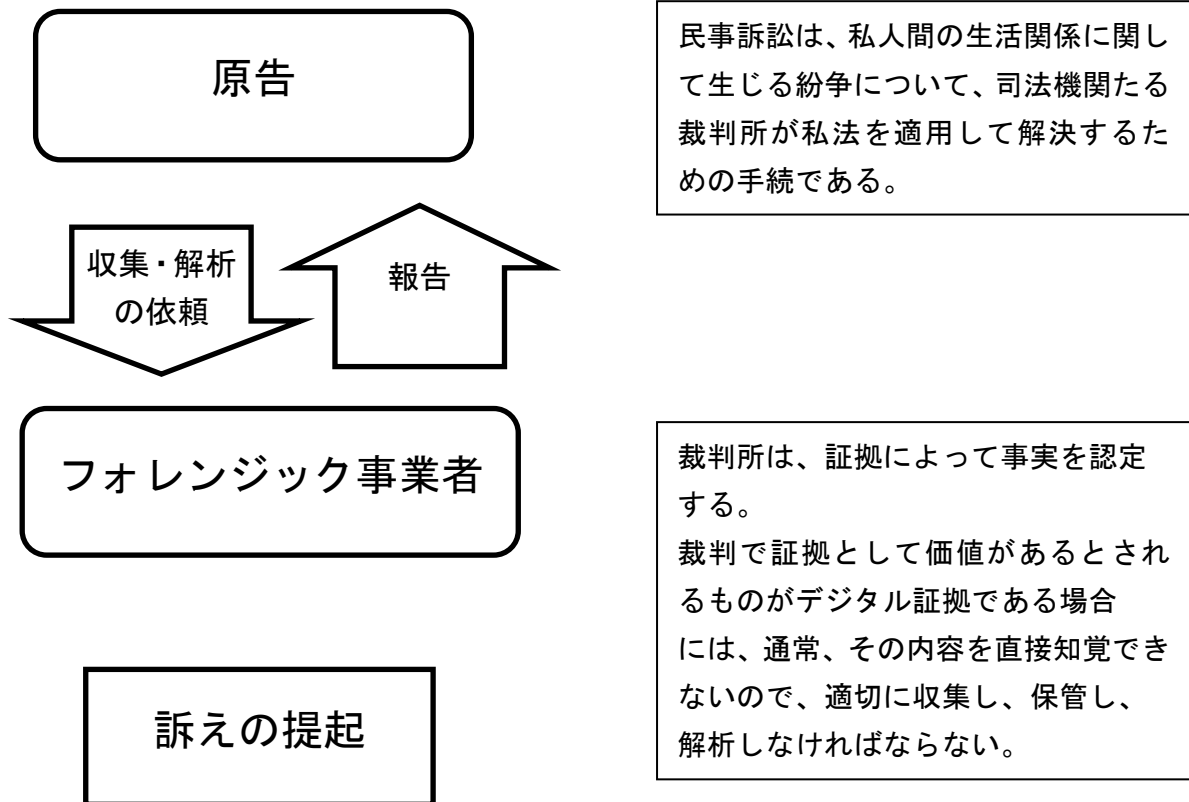
インシデントの概要				
件名	インシデント番号		インシデント番号	
作業者	作業日		作業日	
証拠リスト				
証拠番号	容量	証拠の内容		証拠の内容
一貫性				
作業日	作業内容	作業確認者 (Sign & Print Name)	作業受取者 (Sign & Print Name)	作業受取者 (Sign & Print Name)

* Picture(s) may require to show an identity of the evidence

刑事手続におけるデータの収集と解析



民事手続におけるデータの収集と解析



裁判における解析データの利用

	刑事訴訟	民事訴訟
証拠能力	書面（データ等の解析結果報告書）は原則として証拠とすることはできないが、鑑定書として、解析した者の証人尋問を前提に証拠となる	特に制約なし
証明力	裁判所の合理的な自由心証	裁判所の合理的な自由心証

<参考資料> 日本弁護士連合会

「事件解決への流れ（民事事件・刑事事件）」（PDF 形式・114KB）

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/chottosoudan_pam10.pdf

7 参考資料

※大橋充直会員提供資料：

営利（書式転売等）を伴わない利用や改変使用は、自己責任で自由にお使い下さい。

I 「供述証拠と事実認定の実務（概論）」

本稿は、被害民間企業や専門調査会社の調査係員が、被害事実や参考事実を調査して警察に届ける（捜査に協力する）場合に、刑事法の判例通説を踏まえて、事実認定や証拠吟味をする手法のガイドライン（簡略資料）としてまとめた私見（試見）である。

1 基礎概論

(1) 意見法則

これは、要するに「意見や主張は証拠じゃないよ。」というものであり、人が下した「評価・意見・主張」は、事実認定の証拠にならないというもので、「Aは善良な人であるから情報漏えいをするわけがない。無罪を求める。」という上申書や嘆願書を多数法廷に提出しても、裁判所は事実認定の証拠としては使ってくれない（最高裁判決 S24 年 6 月 13 日・最高裁判所刑事判例集 3 巻 7 号 1039 頁）。せいぜい情状証拠として使えるかもしれない程度である。

×例：「社長が、A君が犯人だと決裁されましたから、A君が犯人です。」

×例：「学級会の多数決でB君が犯人と決まったから、B君が犯人だ。」

(2) 伝聞（証拠）法則

これは、要するに「噂」や「伝え聞き」に基づいて事実を認定してはいけない！というルールである。伝聞（ヒア・セイ）は、知覚・認識・記憶・再現・叙述・表現という記憶再現過程に誤りが介在しやすいので、そのまま使うのはよろしくないということである（伝言ゲーム）。理想は、直接目撃した証人から、見たり聞いたりした様子が本当かどうかを様々な角度から反対尋問してホントかどうか確かめるということになる。

確かに、「君は 16 日前の昼飯で何を喰った？」と質問されても、たいていは答えられないわけで、人の記憶なんか存外いい加減なものである（そのため、捜査機関は 16 日前の昼飯について裏付け証拠を一生懸命収集する。）。

(3) 伝聞法則の例外

米国のウイグモアという学者によれば、伝聞証拠でも信用できる場合（特信性の状況的保証）として、「衝動的供述」「臨終の供述」「感情的表現の供述」等を例示した。

ハイテク犯罪では、臨終の供述は問題になる場合がほとんどないので、それ以外を見ると「考えもしないで思わず口から出た言葉は、意外と真実なことが多い」という経験則に基づくものである（ただ、「感情表現の供述」とは、好き嫌いの「感情の認定」にしか使えない。）。

- ×例：C 専務は、事件前に口癖のように「V社なんかサーバークラッシュで潰れてしまえ」と言っていました（犯行前の単なる好悪感情の日常的表現の供述で具体性がない。）。
- 例：不正アクセスがあったころ、C先輩は「アナを決めた。V社に恥をかかせやる！」とサーバールームのアドミン席で叫んでいました（犯行時にセキュリティホールを突いたという具体的事実を推測させる衝動的供述で、動機をも推測させる感情的表現につながっている）。
- 例：徹底否認している犯人は、実は逮捕されたときに思わず「えっ！この程度やったことで俺を逮捕するんですか！」と叫んでしまった（犯行後の検挙時に動揺驚がくした衝動的供述で、犯行を自認する内容を含んでいる。）。

(4) 自白法則

これが有史以来、刑事裁判で一番議論された証拠ルールである。古くは拷問による虚偽自白の強要であり（人権侵害の歴史：刑訴法 319 条参照）、21 世紀では、逆に、「犯人の意図的な虚偽自白によって捜査がかく乱される」点も見逃せない。たとえば、「本人が認めているんだから間違いないじゃないか！」という専務の「誤」裁断で、犯人と思われた従業員 A を依願退職で追放したら、実は、真犯人は従業員 B で、たまたま転職を考えていた A が、行きがけの駄賃とばかり、親友 B の罪を引っ被って会社を辞めたという例がある。

もっとも、怖いのは、自白書、上申書、顛末末書、自供書、告白書……と称する犯罪を認めた署名押印ある書類が捜査機関に持ち込まれ、当の本人が犯罪を否認しているときである。会社の上司や家族さらには地域社会住人が、義理人情や取引によってたかって、内容虚偽の自白供述書を無理矢理作成させた例も少なくない。

歴史の教訓：自白だけで不利益な処分をしてはならない（自白補強法則）
 強制された自白は証拠として採用してはいけない（自白排除法則）

2 供述証拠の信用性（証拠の実質的価値判断）

(1) 自然かつ合理的で「もっともだ」という内容（×不自然・不合理）

○例：自分の失敗談（不利益な事実の供述：刑訴法 322 条参照）

×例：自己に有利な供述（新入社員のセールストークを想起されたい）

(2) 供述が一貫している（×供述がコロコロ変遷する）

○根拠：真の記憶は作為を要しないから何時でも同一の内容を繰り返せる

×根拠：嘘は供述が変遷する（嘔吐きは記憶力がよくなければならない）

(3) 裏付け証拠があり、他の証拠と符合する（×他の証拠と矛盾している）

裏付け証拠が得られた供述証拠なら伝聞供述でも、裁判所は供述の信用性を認める。

例えば、女性従業員 B から「A さんが集金チョロまかして使い込みしています。彼から旅行先で聞きました。」との訴えがあつて調べてみたら、A が得意先数社から集金したはずの現金が経理に納金されていないことが帳簿上判明したような場合である。そして、A さんと B さんの不倫旅行の

写真とホテルの領収書まで出てきたら完璧である（弘兼憲史著『部長島耕作9巻』（モーニング KC）参照）。

(4) 最良の裏付け証拠は、客観証拠である（刑訴法 323 条参照）。

ア 公文書（外国政府を含む）

・ 出入国記録、議員会館入退館記録、免許取得更新履歴

イ 業務文書（業務日誌、帳簿や伝票）

・ ATM ジャーナル（入出金伝票）、パスモの入出場記録

ウ 証拠物（証拠写真、チケット、領収書）

・ 防犯カメラ画像、高速道路通行券、医療保険自己負担領収書

エ 機械が自動的に作成するもの（コンピュータ・ログ、通信履歴）

・ サーバーアクセスログ、ISP 接続ログ、携帯電話の発着信記録

3 事情聴取と信用性判断の具体例

(1) 供述の信用性判断としての裏付け調査

ア 裏付け可能な事項は徹底した裏付け調査（ウラトリ）を行なう。

→ 供述には裏付けがないと信用されないと思うこと。

→ 「ジャーナリストは自分の母親が『愛している』と言っても裏を取れ」

イ 裏付けは供述でもいいが証拠物や客観証拠がベターである。

ウ 裏付け事実のさらなる裏付け（ウラのウラ）はベストである。

(2) 供述の信用性吟味は、具体性と合理的な理由の有無である。

× 娘「パパ大好き、なぜって、だってパパだもん」（理由不備）

△ 娘「だってパパは

おもちゃ買ってくれるし

遊園地連れてってくれるし

オイタしてもママに言いつけないから」

（抽象的事実の供述・現在形の供述）

○ 娘「だってパパは

このおもちゃ買ってくれたし

昨日、遊園地連れてってくれたし

お皿割ってもママに言いつけなかったもん」

（具体的事実の供述・過去形の供述）

(3) 以上の総合例

ア 供述の裏付け証拠：おもちゃ、遊園地の半券、割れた皿

イ 裏付けの裏付け：おもちゃ購入のレシート、遊園地のスナップ写真

■参考■ 刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）

第 319 条【自白の排除法則・補強法則】

- 1 強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。
- 2 被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。
- 3 前二項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

第 322 条【被告人の自白の証拠能力】

- 1 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九条の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。
- 2 被告人の公判準備又は公判期日における供述を録取した書面は、その供述が任意にされたものであると認めるときに限り、これを証拠とすることができる。

第 323 条【公文書等の特信書面】

前三条に掲げる書面以外の書面は、次に掲げるものに限り、これを証拠とすることができる。

- 一 戸籍謄本、公正証書謄本その他公務員（外国の公務員を含む。）がその職務上証明することができる事実についてその公務員の作成した書面
- 二 商業帳簿、航海日誌その他業務の通常の過程において作成された書面
- 三 前二号に掲げるものの外特に信用すべき状況の下に作成された書面

II 「デジタルデータの証拠化・同一性確認調査手続き報告書例」

この報告書は、被害民間企業又は専門調査会社係員が、刑事手続きや民事裁判用に提出するための標準的な報告書のひな形モデル例である。具体的な被疑事件や民事訴訟の請求内容によっては、記載データや記述内容に過不足が生じるので、提出前のドラフト段階で、警察（検察）や弁護士（民事訴訟代理人）のリーガルチェックを受けて、修正ないし補正してから正式版を起案するのが望ましい。

平成〇〇年〇月〇日（注 1）	
〇〇警察署長 殿（注 2）	
	〇〇〇〇株式会社 技術調査部 〇〇監査士 〇〇 〇〇（印）（注 3）
デジタルデータの写し作成及び同一性確認調査報告書	
第 1	デジタルデータの写し作成日時場所等
1	作成日時 平成〇〇年〇月〇日……
2	作成場所 〇〇県……〇〇丁目〇番〇号 〇〇ビル 6 階 株式会社〇〇〇〇 〇〇支社データセンター サーバ管理課 サーバルーム（注 4）
3	作成者 当職及び補助者（弊社技術調査部 〇〇〇〇）
4	提供者 上記株式会社〇〇〇〇 〇〇支社データセンター サーバ管理課長 〇〇 〇〇
5	作成物 上記サーバ管理課長〇〇〇〇が管理するサーバのうち、管理 番号 LX-2305 のハードディスク内に蔵置されたユーザ番号 09ACBE が使用する領域内の一切のデジタルデータの写し（注 5）
6	5 の内容 コピーした写しを記録した DVD-R（表面に当職の署名・押印と 「09ACBE の写し」と記載されたもの）のとおり
第 2	入手状況
1	上記提供者〇〇は、写しを作成する際に、当職に次のとおり申し立てた。 <ul style="list-style-type: none">・ユーザ番号 09ACBE が管理・使用している「〇〇〇〇. 〇〇〇」等のデジタルデータは、当社が管理するサーバのうち、LX-2305 のハードディスク内のディレクトリ「09ACBE」内にある。・上記ハードディスクは、他のユーザも現に使用しているので現物の提出が困難である。・上記電子ファイル「〇〇〇〇. 〇〇〇」等のデジタルデータが在中するサーバのハードディスクの提供（提出）に替えて、上記電子ファイル「〇〇〇〇. 〇〇〇」等のデジタルデータの写しを提出（提供）させて頂きたい。

これは、当社代表取締役も了承済みである。(注 6)

- 2 当職は上記サーバを構成するハードディスク自体の提供(提出)を受けると、上記会社の業務に重大な支障が出ると判断し、その提供に替えて上記ディレクトリ内のデジタルデータの写しの提供を受けることとした。

そこで、当職は、上記提供者の承諾を得て、上記会社の技術者の協力を得て、……の方法で、上記ディレクトリ内の全てのデジタルデータを DVD-R にコピーし、その DVD-R の筐体表面に油性サインペンを用いて「09ACBE の写し」との表題及び作成年月日時刻を記載した上、当職自身が署名押印した。(注 7)

- 3 その後、上記 DVD-R 内のデジタルデータと上記ディレクトリ内のデジタルデータを ハッシュ値を用いて同一性検査を実施したが、両者のハッシュ値が一致したので、両者は同一性を有するデジタルデータであることが確認された。(注 8)

そして、上記提供者は、両ハッシュ値が同一であることを確認してから、当職の求めに応じて、その旨を上記 DVD-R の筐体部分に油性サインペンで付記した上で、「立会人(提供者)」として署名押印した。(注 9)

第3 その他参考事項

本件作成・入手にかかるデジタルデータの写しは、別添上記 DVD-R のとおりである。(注 10)

なお、サーバの所在地(第 1 中の「2 作成場所」)は、サイバーテロ対策で本来的に極秘であるため、本書の開示に際しては、特段の厳重な保秘の措置(例えば、サーバ所在地情報のみ黒塗りマスキング等)をとられることを、本書をもって関係機関に申し入れる。(注 11)

以上

※ コピーメディア(DVD-R 等)筐体部への記載例(注 7)

09ACBE の写し

2012 年 4 月 1 日 17 時 15 分

当職がサーバから写しを作成して同一性を確認した。

(作成者・同一性確認者) ○○監査士 ○○ ○○ (印)

本職が提供した原本データと写しの同一性確認に立ち会った。

(提供者・立会人) サーバ管理課長 ○○ ○○ (印)

(注 1) 作成年月日は、デジタルデータの写しを作成した日ではなくて本件文書を作成した日を記載すること。

(注 2) あて先は省略しても構わないがなるべく記載した方がよい(上司宛でよい)。

(注 3) 官民間問わずデジタル・フォレンジック関係の資格は、肩書に付記しておくことよい。尚、作成者の朱肉による押印を忘れないこと(印影印刷は不可)。

(注 4) 場所は正確に部屋まで特定すること。

(注 5) オリジナルのデジタルデータの存在場所は、ハードディスクやサーバーコンピュータの管理番号等

のユニーク名称で特定し、一部の写しを作成する場合には、パーティションやディレクトリ単位（又はファイル名）まで特定すること。

(注6) 刑事裁判で「写し（コピー）」が証拠能力を確実に取得するためには、原本の提出が不可能又は著しく困難であることの疎明が必用である（最高裁決定昭和35年2月3日・最高裁判例集14巻1号45頁、最高裁判決昭和35年3月24日・最高裁刑事判例集14巻4号447頁）。

(注7) 写しを「いつ」「だれが」「どのようなものを」作成したかを必ず筐体表面に記載すること。手続過程の保全と同時に、写しの内容が正確にコピーされているという信用性の問題でもある。また、写しを作成したメディアを特定するため、メディアの筐体部分には、油性サインペンで、本文記載の作成年月日と表題を付して作成者の署名押印し（筐体に直接記載が困難なら付箋紙の上に全て記載し、付箋紙の裏面に両面シールを貼って筐体部分に貼り付けること）、その上から粘着糊付きラッピングシール（ラミネートフィルム等）を貼って固定するとよい。

(注8) 簡単なファイルを幾つかコピーするだけなら、FC（ファイル・コンペア）コマンドでもよい。

(注9) 「第三者たる提供者（デジタルデータ管理人）が立会人として原本との同一性を認証した」という法的意味がある。

(注10) 法執行機関では、必ず写しメディアを2部作成し、1部はそのまま保管して不測の事態に備え、もう1部を使ってデータ解析をするように教育されている。

(注11) サーバ所在地等の機密情報の非開示（又は「インカメラ」；非公開で裁判官と弁護士と検事だけが証拠を見聞できる取調べ）を求める場合は、特段の必要性がある合理的理由を明記すること。

以上

Ⅲ 「今後のデジタル・フォレンジックのあり方と課題」

デジタル・フォレンジック研究会設立 10 周年記念表彰式・シンポジウム（2013 年 8 月 23 日）において、「技術」分科会主査の名和利男氏による「今後のネットワーク・フォレンジックの在り方と課題」についての講演内容

トピック 2
今度のデジタル・フォレンジックのあり方と課題

6

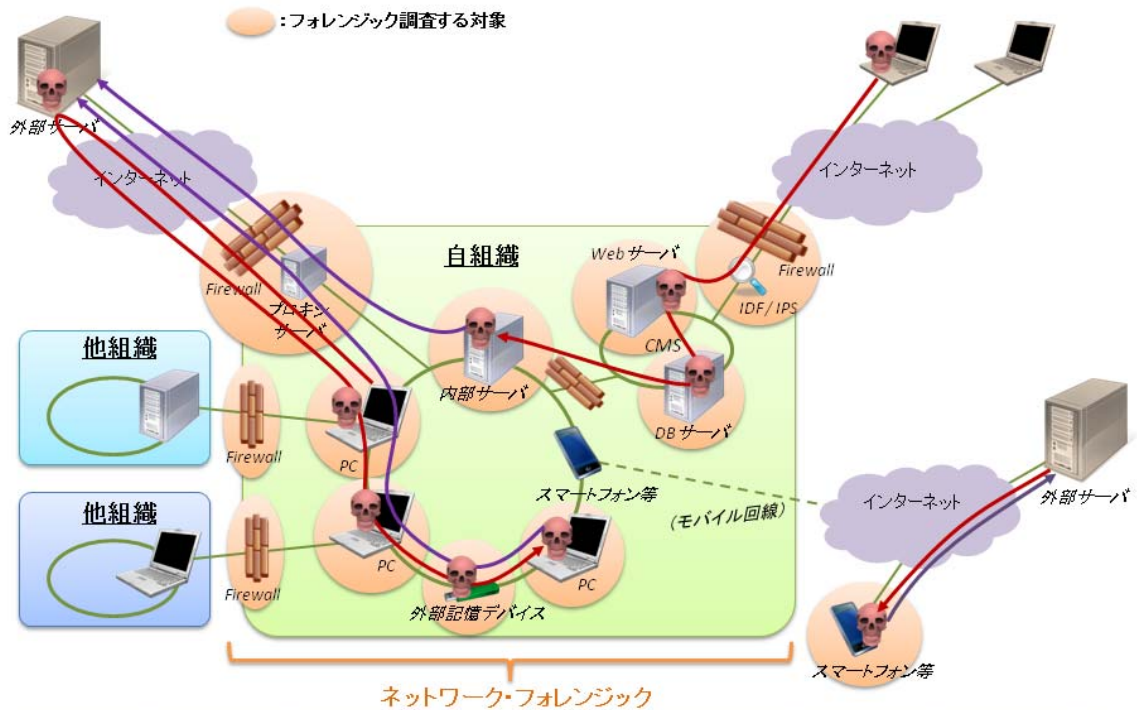
旧来のデジタル・フォレンジックのイメージ

○ : フォレンジック調査する対象

The diagram illustrates the traditional focus of digital forensics. It features four orange circles, each containing a different digital device: a server rack, a laptop, a smartphone, and a tablet. Above each device is a red question mark, with a red arrow pointing from the question mark to the device. This visualizes the uncertainty and complexity of identifying and investigating digital evidence in these various forms.

Copyright © 2013 Cyber Defense Institute, Inc. All rights reserved. 7

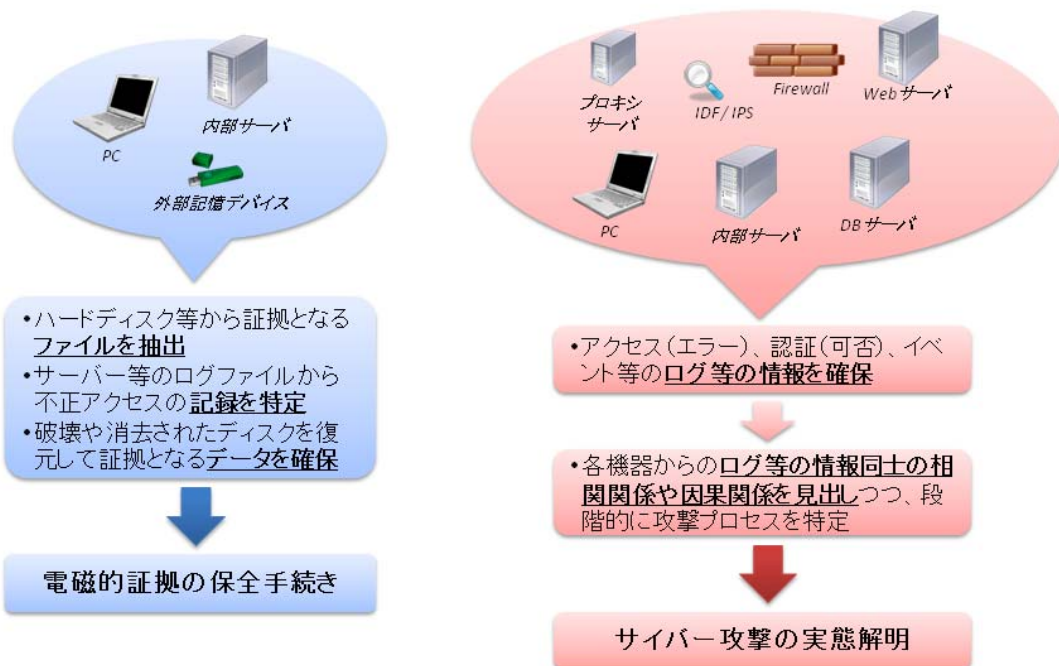
最近のデジタル・フォレンジックの調査対象



Copyright © 2013 CyberDefense Institute, Inc. All rights reserved.

8

「旧来のデジタル・フォレンジック」と「ネットワーク・フォレンジック」



Copyright © 2013 CyberDefense Institute, Inc. All rights reserved.

9

「旧来のデジタル・フォレンジック」と「ネットワーク・フォレンジック」

- **フォレンジック対象となる「電磁的証拠」と「ログ等の情報」の違い**
 - 「電磁的証拠」は、コンピュータ・システムにより必然的に記録されるものである。
 - コンピュータ・システムの種類が少なければ、電磁的証拠の保全手続きのための統一された技術や手法を確立することができる可能性が高い。
 - 「ログ等の情報」は、設計者や運用者の設定したルールにより記録されるものである。
 - プロダクト（機器）によっては、必要なルールを設定できないものがある。
 - 設計者や運用者によって設定するルールが大きく異なる場合がある。
 - ネットワーク化されたシステムは、マルチベンダー化のために多様化されているため、確保したログ等の情報の構成要素に大きなばらつきがある。
 - ログ等の情報は、時刻が全て一致しているという前提がある。
 - 一般的に、ログ等の情報は、膨大な量となる。
- **「ログ等の情報同士の相関関係や因果関係を見出し」の実態**
 - ログ等の情報の構成要素にばらつきが多いため、信頼出来る「共通キー」を見出すことが重要となる。
 - IPアドレス、タイムスタンプ、ホスト名、プロセスID、プロトコル等が共通キーになることが多い。
 - 特に、アプリケーションの活動履歴の調査から得られたタイムスタンプが、重要な手がかり（他のログ等の情報で利用する「共通キー」）になることが多い。
 - 期待通り（ログ等の情報が記録されていることは稀である。）
 - 他の類似事象（攻撃）の分析情報を参考にする、或いは調査対象のネットワーク化されたシステムの脆弱な部分を見極めながら、仮説と検証を根気よく繰り返すことがある。
 - 調査する者は、高いレベルのネットワークスキルと豊富な製品知識に加え、最新の攻撃技術や手法に関する知識・知見が必要となる。
 - 特に、最近では、設計者や運用者が想定しなかった手法によるサイバー攻撃が発生しているため、柔軟な発想や気づきができることが求められる。

今後のネットワーク・フォレンジックの課題

- **ネットワーク化されたシステムを設計する際には、発生可能性のあるサイバー攻撃を想定したログ取得を行うようにしなければならない。**
 - 製品やシステム開発者、設計者、インテグレーター、運用者等が、最近のサイバー攻撃ロジックの直接的な習得と理解をする必要があるが、その仕組みが見当たらない。（実施しても相当のコストになるため、そのコストを回収する仕組みを作れない状況）
- **ログ等の情報の分析からサイバー攻撃の実態解明をするに至るまでの基本的な学術的な理論や手法を確立しなければならない。**
 - これを確立するには、徹底的なサイバー攻撃の分析に加え、既存製品による実際の検証を繰り返す必要がある。（製品仕様の記述情報のみでは、期待する情報の過不足を特定することは難しい。）
 - すべて経験に裏打ちされたものでなければ、実際の現場で活用することは難しい。
- **今後もネットワーク化されたシステムが発展していくため、大規模なログ等の情報の解析技術・手法を作り出していく必要がある。**
 - いわゆる「ログ等の情報に特化したデータ・サイエンス」の分野を作り出していくことが考えられる。

IV 「代表的な収集及び分析ツール」

● システム関連の情報取得ツールの例

- ・ analyzeMF

NTFS ファイルシステムから MFT のファイルを解析するツール。

analyzeMFT

<https://github.com/dkovar/analyzeMFT>

- ・ Event Log Explorer

ローカルコンピュータのイベントログの詳細分析や、ネットワーク上の複数のコンピュータのイベントログを集中管理できるツール。

Event Log Explorer™ for Windows event log management

<http://eventlogxp.com>

- ・ Log Parser

さまざまなログの中から必要な情報を検索し、特定の情報を抜き出すツール。並べ直しや Excel 用のデータで出力するなど、多様なログ分析を支援する。

Log Parser 2.2

<http://www.microsoft.com/download/en/details.aspx?id=24659>

- ・ Log Parser Lizard

上述の Log Parser を GUI で使えるようにするツール。

Lizard Labs

<http://www.lizard-labs.net>

- ・ Magnet RAM Capture

物理メモリのキャプチャや、データの復旧及び解析ができるフリーツール。

Acquiring Memory with Magnet RAM Capture

<http://www.magnetforensics.com/acquiring-memory-with-magnet-ram-capture/>

- ・ MoonSols Windows Memory Toolkit

メモリの取得や変換を実行するために必要なすべてのユーティリティを含むツール。

MoonSols Windows Memory Toolkit

<http://www.moonsols.com/windows-memory-toolkit/>

- ・ FTK Imager Lite

ハードディスクの情報の参照や、メモリダンプの出力、VM などのイメージファイルの読み込みなどを行うツール。

FTK Imager Lite

<http://accessdata.com/product-download/digital-forensics/>

- ・ triage-ir

Windows システムでマルウェアの攻撃痕跡等の調査に必要な情報となる情報を自動収集するツール。

triage-ir

<https://code.google.com/p/triage-ir/>

- ・ RTIR

Request Tracker for Incident Response の略。インシデントハンドリングに係るワークフローを最適化するためのツール。

RTIR: RT for Incident Response

<https://www.bestpractical.com/rtir/>

● 揮発性メモリの情報取得及び解析ツールの例

- ・ EnScript

Volatility Framework をベースにして、64 ビット対応やキーワード検索機能など EnCase の特

長を生かして改良されたもの。

enscript

<http://takahiroharuyama.github.io/>

- HGBary Responder

HBGary 社によって開発・販売されている商用のメモリフォレンジックツール。そのオプション機能として提供されている Digital DNA は、プロセスアドレス空間に含まれるコードを分析して、悪性のコードかどうかをスコアリングする。

Digital DNA

<http://mcsi.mantech.com/products/digital-dna>

- Redline

Mandiant 社によって開発・提供されているフリーツール。同社で開発されている Memoryze という解析ツールの GUI フロントエンドとして使われている。

Redline ®

<https://www.mandiant.com/resources/download/redline>

- Volatility Framework

オープンソースのメモリフォレンジックツール。プロセス情報の列挙など基本的な機能のほか、有志によって様々なプラグインが提供されている。

volatility An advanced memory forensics framework

<http://code.google.com/p/volatility/>

8 I D F 団体会員「製品・サービス区分リスト」(全49社)

区分：① 製品（ハード、ソフト）販売（フォレンジックに関連する製品）

② フォレンジック調査

a PC・サーバー等、b ネットワーク機器等、c 携帯電話・スマートフォン
d 記録デバイス等、e その他

③ 訴訟支援・コンサルティング、④ e-Discovery、⑤ トレーニング、

⑥ ネットワーク監視・記録、⑦ データリカバリー、⑧ その他

※ 製品・サービス区分リストの内容は各社の責任においてご提供頂いた内容となります。

I D F 団体企業名	サービス区分	主要製品等
株式会社フォーカスシステムズ http://www.focus-s.com/focus-s/	①、②-a・c・d、 ③、④、⑤、⑥	各種フォレンジックツール全般（解析ソフトウェア（FTK/EnCase/Lantern 等）HDD 複製ツール、書込防止装置等）、eDiscovery ソフトウェア（Nuix）マルウェア解析ソフトウェア（ResponderPro/IDAPro 等）、標的型攻撃対応ソフトウェア（EnCaseCybersecurity）、トレーニング、フォレンジック調査・eDiscovery サービス他
株式会社 UBIC http://www.ubic.co.jp	①、②、③、④、 ⑤、⑥、⑦、⑧ (コンプライアンス調査)	各種フォレンジックツール(Lit i View(人工知能搭載ビューツール)、XRY(モバイル端末データ解析ツール)、Solo-4(HDD 複製装置)、UltraBlock(書込み防止装置 他))、フォレンジック調査、フォレンジック調査士 養成トレーニング、eDiscovery サービス 他
株式会社ラック http://www.lac.co.jp	②、⑤、⑥	緊急対応サービス、デジタル・フォレンジック調査、情報漏洩チェックサービス(コンピュータ、スマートフォン、ネットワーク等)、ラック・アカデミー(フォレンジック・ハンズオントレーニング)
有限責任監査法人トーマツ http://www.tohmatu.co.jp	②、③、④、⑤、 ⑦、⑧(データ分析)	フォレンジック調査（不正アクセス、情報漏洩、マルウェア解析、不正会計、ライセンス・著作権等）、eDiscovery 支援、ネットワーク監視・緊急対応体制構築支援、ハンズオントレーニング、データリカバリ
株式会社ディアイティ http://www.dit.co.jp/	①、②、③、 ⑤、⑥、⑦	製品（X-Ways Forensics、WinHex）情報漏えい調査サービス、捜査機関向けフォレンジック教養、サイバー情報パトロール、統合ログ解析サービス
株式会社オーク情報システム http://www.oakis.co.jp	①、⑥	ネットワークフォレンジックサーバー『NetEvidence』の開発・販売
ネットエージェント株式会社 http://www.netagent.co.jp	①、②、③、⑥、 ⑧（P2P 調査 関連、標的型 攻撃対策、脆弱 性診断等）診断)	フォレンジック調査、証拠保全、P2P 調査サービス、脆弱性診断サービス、WAF、ホワイトハッカーコンサルティング、防人、PacketBlackHole、Counter SSL Proxy、One Point Wall、Work/Life Separator

株式会社ピーシーキッド http://www.pckids.co.jp	①、②、④、⑦	ネットワークフォレンジック製品『NetEvidence』の正規代理店、フォレンジック調査、『データ復活サービス』提供、データ消去などのデータ処理サービス提供
AOS リーガルテック株式会社 http://fss.jp/	①、②-a、b、c、d、③、④、⑤、⑥、⑦	フォレンジックツール(Final Forensics、FTK、Oxygen)・eDiscovery ツール(Nuix)の販売・サービスの提供、携帯電話・スマートフォンのフォレンジックツール、データ復元サービス
ハミングヘッズ株式会社 http://www.hummingheads.co.jp	①	エンドポイントセキュリティ「セキュリティプラットフォーム」、ソフトウェアロケット(自動化ツール)「インテリジェンスプラットフォーム」
FTI コンサルティング http://www.fticonsulting-asia.com/jp	①、②-a・d、③、④、⑦	Ringtail、Attenex、Acuity、FTI Investigate、FTI Harvester、SITED、eDiscovery 訴訟支援、フォレンジック調査他
株式会社 Ji2 http://www.ji2.co.jp	①、②、③、④、⑤	eDiscovery 支援サービス、フォレンジック調査サービス、サイバーセキュリティトレーニング、EnCase シリーズ(総合フォレンジックツール)、Viewpoint (eDiscovery 統合プラットフォーム)、eD FAST (データ保全支援ツール)、SmartXport (スマートフォン調査支援ツール)、iCollect (iPhone 調査支援ツール)
株式会社サイバーディフェンス研究所 http://www.cyberdefense.jp	①、②、③、⑤、⑧ (CSIRT 構築支援、マルウェア解析、サイバー演習)	インシデント対応サービス、フォレンジック調査サービス、マルウェア解析サービス、インシデントレスポンス&フォレンジック セミナー、スマートフォン解析リフト Oxygen Forensic Suite
エンカレッジ・テクノロジー株式会社 http://www.et-x.jp	①	ESS REC、Remote Access Auditor、ESS AutoAuditor、SEER INNER
ベライゾンビジネス http://www.verizonbusiness.com/jp	②、③、④、⑤、⑥、⑧	グローバルフォレンジック調査、セキュリティインシデント対応事前契約、各種インシデント対応・フォレンジックトレーニング、訴訟支援、電子データ復旧、グローバル DLP 対策
大阪データ復旧株式会社 http://www.daillo.com	②-a、⑤、⑦	主要サービス：データ復旧サービス、データ復旧トレーニング
サン電子株式会社 http://www.sun-denshi.co.jp	①、②-c、⑤	Cellebrite UFED (携帯電話データ解析 装置)、Cellebrite UFED Ultimate (携帯電話データメモリダンプ抽出装置)、Cellebrite Physical Analyzer (削除済み携帯電話及びスマートフォンデータ 解析リフト)

<p>株式会社くまなんピーシーネット http://www.kumanan-pcnet.co.jp</p>	<p>① ②-a ④ ⑤ ⑦各種データ復旧 全般、データ復旧 装置、フォレンジック 製品</p>	<p>データカバリサービス (WinDiskRescue : データ復旧サービス全般、フォレンジック調査他)、 データ復旧装置 (PC-3000 JAPAN : HDD / NAND メリ記録機器のデータ復旧及び解析装置、 フォレンジック支援装置開発、市場サーチ、トレーニング 他)、 フォレンジック製品 : e デイカバリ ソフト ウェア(Intella)、 フォレンジックソフトウェア(Belkasoft)、証拠保全ツール (Simple SEIZURE TOOL for Forensic)、関係 可視化支援ツール(D.A.R.T.)、ソフトウェアトレーニング 他</p>
<p>三井物産セキュアディレクション株式会社 http://www.mbsd.jp</p>	<p>②、⑧(情報漏洩 調査サービス)</p>	<p>情報漏洩調査サービス、フォレンジック調査</p>
<p>NTT データ先端技術株式会社 http://www.intellilink.co.jp</p>	<p>①、②、③、⑥</p>	<p>情報漏洩対策ソフト「TotalSecurityFort」、 HDD 暗号化ソフト「Check Point Endpoint Security Full Disk Encryption」、 セキュリティインシデント救急サービス、セキュリティあんしん会員 サービス、不正アクセス監視サービス 他</p>
<p>SCSK 株式会社 http://www.scsk.jp/</p>	<p>①、⑧</p>	<p>NIKSUN 社 NetDetector (不正侵入 検知・情 報漏洩対策ソフトウェア) の販売、標的型攻撃対策 サービス、LastLine</p>
<p>株式会社 KPMG FAS http://fas-group.kpmg.or.jp/index.html</p>	<p>②、③、④、⑤、 ⑦、⑧</p>	<p>不正・不祥事調査、不正リスクマネジメント (不正診断・ 予防)、加害者調査、デジタル・フォレンジック全般 (Encase、FTK、FPP 他)、 eDiscovery (DiscoveryRadar、Nuix、Clearwell 他)、フォレンジックデータリジエン、係争支援、 知的財産・契約順守サービス、 アンチマネージング 関連サービス、 損害額査定支援、ソフトウェアインテグレーション、 賄賂・腐敗 行為防止法関連サービス</p>
<p>Payment Card Forensics 株式会社 http://www.pcf.co.jp</p>	<p>②、③、⑧ (脆弱性診断)</p>	<p>PCI Forensic Investigator(PFIs) フォレンジック調査サービス、ポイントカード 専門のフォレンジック 調査サービス、PCIDSS アセスメント、ネットワーク 診断・WEB アプリケーション診断</p>
<p>DATA HOPE http://www.datahope.jp</p>	<p>②-a・d、⑦</p>	<p>デジタル・フォレンジック調査サービス デジタル・フォレンジック事前可視サービス インシデント対応サービス</p>
<p>株式会社 ネットワークバリューコンポネンツ http://www.nvc.co.jp</p>	<p>①</p>	<p>NIKSUN 社 NetDetector (不正侵入検知・情報 漏洩対策ソフトウェア) の販売</p>

株式会社データサルベージ http://www.data-salvage.co.jp/	①、⑤、⑦	HDD 等電子記録媒体複製ソフトウェア 「MASAMUNE シリーズ」 データサルベージセミナー・トレーニング、データ復旧サービス、 消失したデータのサルベージ
ニクス株式会社 http://www.niksun.co.jp/	①	NIKSUN 社製 NetDetector ネットワーク・フォレンジック装置 (不正侵入検知、情報漏えい、不正行為検知等 対策ソリューション)の開発・販売
プライスウォーターハウスクーパース 株式会社 http://www.pwc.com/jp/ja/advisory/index.jhtml	②、③、④、 ⑦、⑧	フォレンジックサービス (不正調査、贈収賄・汚職および 競争法、eディスカバリー/デジタル・フォレンジック、データ 分析、IT依り監査、その他 (契約コンプライアンス監査、 係争分析・係争支援サービス)) サイバーセキュリティサービス (セキュリティインシデント検知機能の 高度化・SOC 構築支援、インシデントレスポンス態勢の 高度化・CSIRT 構築支援)
Dell SecureWorks http://www.secureworks.jp/	②、③、⑥、⑧ (脆弱性診断、 情報漏洩調査)	インシデントレスポンスサービス、デジタル・フォレンジック調査、 標的型攻撃調査、システム・ネットワーク脆弱性診断、 脆弱性情報提供サービス
マクニカネットワークス株式会社 http://www.macnica.net/	①、⑥	ネットワーク・フォレンジック製品 (Blue Coat Solera DeepSee)、標的型攻撃対策&レスポンスツール (CrowdStrike Falcon Host) IT 関連分析基盤 (Splunk)
新日本有限責任監査法人 http://www.shinnihon.or.jp/	②、③、④、⑤、 ⑧	フォレンジック調査 (サイバーインシデント、情報漏えい、 不正会計など)、Cyber Crime Diagnostic、 デジタル・フォレンジックトレーニング、Forensic Data Analytics、eDiscovery、第三者デュテリビュエンス、 トランザクションフォレンジック
株式会社アクアシステムズ http://www.aqua-systems.co.jp/	①、②-e (データ ベース)	データベース監査ツール AUDIT MASTER、データベース 監査ITフォレンジック調査、データベース監査コンサルティング
クロール・オントラック http://www.krollontrack.com/ http://www.ediscovery.com/	①、②、③、④、 ⑦、⑧	Ediscovery.com Suite、Ontrack Power Controls、Ontrack Easy Recovery、Data Erasure

その他の IDF 団体会員

株式会社 NTT データ

<http://www.nttdata.co.jp/>

日本オラクル株式会社

<http://www.oracle.com/jp/index.html>

ソニー株式会社

<http://www.sony.co.jp/>

株式会社インターネットイニシアティブ

<http://www.ijj-tech.co.jp/>

一般財団法人保安通信協会

<http://www.hotsukyo.or.jp/>

L I N E 株式会社	http://linecorp.com/
公益財団法人金融情報システムセンター	https://www.fisc.or.jp/
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	http://www.sjnk.co.jp/
岩谷産業株式会社	http://www.iwatani.co.jp
株式会社サン・パートナーズ	http://www.sunpartners.co.jp/
ヤフー株式会社	http://www.yahoo.co.jp
株式会社ワイ・イー・シー	http://www.kk-yec.co.jp/
デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー株式会社	http://www.tohmatsu.com/jp/dfas/
株式会社英揮情報システム	http://www.eiki-infosys.co.jp/
優成監査法人	https://www.crowehorwath.net/yusei/
N R I セキュアテクノロジーズ株式会社	http://www.nri-secure.co.jp/

9 「技術」分科会WGメンバー（所属は2015年3月現在）※五十音順

座長	名和 利男	株式会社サイバーディフェンス研究所 理事／上級分析官、 兼 ファイア・アイ株式会社 最高技術責任者
副座長	松本 隆	SCSK 株式会社 グローバルセキュリティソリューション部 エバンジェリスト
委員	伊原 秀明	株式会社ラック サイバー救急センター
委員	上原 哲太郎	立命館大学 情報理工学部 情報システム学科 教授
委員	小山 幸輝	マカフィー株式会社 サイバー戦略室 兼 ガバメント・リレーションズ セキュリティ・アドバイザー
委員	金子 寛昭	株式会社フォーカスシステムズ リスクコンサルティング部
委員	篠原 明彦	ネットエージェント株式会社 フォレンジック調査グループ マネージャー
委員	須川 賢洋	新潟大学大学院 現代社会文化研究科・法学部 助教
委員	杉山 一郎	新日本有限責任監査法人 アカウンティングソリューション事業部 F I D S シニアマネージャー
委員	大徳 達也	株式会社サイバーディフェンス研究所 上級分析官
委員	野崎 周作	株式会社 UBIC 執行役員 技師長 リーガルテックオペレーション部 部長
委員	舟橋 信	株式会社 UBIC 取締役
委員	守本 正宏	株式会社 UBIC 代表取締役社長
委員	山内 崇	株式会社ピート 取締役 データ復活サービス部 フォレンジックサービス部
委員	山崎 輝	株式会社サイバーディフェンス研究所 フォレンジックエバンジェリスト
委員	山田 晃	株式会社サイバーディフェンス研究所 情報分析部 上級分析官

オブザーバー

佐々木 良一 東京電機大学 未来科学部 情報メディア学科 教授、IDF 会長
 安富 潔 慶應義塾大学 名誉教授、弁護士、IDF 副会長
 西川 徹矢 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 顧問

- 個人の立場でオブザーバーとして「証拠保全ガイドライン」改訂検討に参加して頂いた方々
 坂 明、萩原 栄幸、常見 敦史、谷口 浩、乾 奈津子、阿部 勇人、天野 貴通、
 猪股 晃匡、金山 栄一、西永 潤一、野本 靖之、山本 貴之、横山 弘泰、立見 祐介、
 池田 誠二、座間 祥弘 (氏名のみ記載、敬称略)

○ IDF事務局

委員・事務局長	丸谷 俊博	株式会社フォーカスシステムズ 新規事業推進室 室長
事務局	橋詰 真史	株式会社フォーカスシステムズ 新規事業推進室
事務局	磯部 佳奈子	株式会社フォーカスシステムズ 新規事業推進室
事務局	角 有里香	株式会社フォーカスシステムズ 新規事業推進室
事務局	田中 友佳子	株式会社フォーカスシステムズ 新規事業推進室
事務局	細谷 美帆	株式会社フォーカスシステムズ 新規事業推進室
事務局	松本 梓	株式会社 UBIC リスクコンサルティング部
事務局	榮多 綾香	株式会社 UBIC リスクコンサルティング部
事務局	福田 千尋	株式会社 UBIC クライアントテクノロジー部

以上